

IMES DISCUSSION PAPER SERIES

わが国における企業会計の資本の行方 －IFRSとの関係から－

あきばけんいち はねけいすけ
秋葉賢一・羽根佳祐

Discussion Paper No. 2020-J-10

IMES

INSTITUTE FOR MONETARY AND ECONOMIC STUDIES

BANK OF JAPAN

日本銀行金融研究所

〒103-8660 東京都中央区日本橋本石町 2-1-1

日本銀行金融研究所が刊行している論文等はホームページからダウンロードできます。

<https://www.imes.boj.or.jp>

無断での転載・複製はご遠慮下さい。

備考：日本銀行金融研究所ディスカッション・ペーパー・シリーズは、金融研究所スタッフおよび外部研究者による研究成果をとりまとめたもので、学界、研究機関等、関連する方々から幅広くコメントを頂戴することを意図している。ただし、ディスカッション・ペーパーの内容や意見は、執筆者個人に属し、日本銀行あるいは金融研究所の公式見解を示すものではない。

わが国における企業会計の資本の行方－IFRSとの関係から－

あきばけんいち は ね けいすけ
秋葉賢一*・羽根佳祐**

要 旨

本稿では、わが国における企業会計の資本について、会計上の論点と会社法上の論点とを、それぞれ検討し、今後の制度的な対応における見通しをよくすることを主眼としている。まず、わが国の国際財務報告基準（International Financial Reporting Standards: IFRS）任意適用企業の修正を参考に、今後、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みを行う場合を想定して、資本に関する会計上の論点を考察した。次に、連結財務諸表に加えて個別財務諸表においても IFRS の任意適用を図る場合を想定して、資本に関する会社法上の論点を検討したところ、IFRS に基づいて個別計算書類を作成しても、分配可能額や課税所得、金融規制への影響などそれぞれの利害調整の目的に沿って別途、会計情報の調整が必要であるものの、また、事務的な会社法の改正は必要になりうるものの、解釈で対応可能なものを含め、根本的な問題は見当たらなかった。さらに、今後、日本基準を国際的に整合性のあるものとする場合、「日本基準では株主資本ではないが IFRS では資本であるもの」（例えば、新株予約権や永久劣後債）については、利益計算では資本とするが、純資産の表示では株主資本以外の項目とする改正が、法令の改正を必要とするものの、会社法のこれまでの考え方（基本財務諸表で示される株主資本の各項目の意義や、株式の払込金額を資本金・資本準備金とし新株予約権の払込金額を新株予約権とする結びつきを指す）をあまり変えず制約が少ないと考えられた。また、「日本基準では純資産であるが IFRS では負債であるもの」（例えば、取得請求権付株式）についても、間接控除し負債に振り替える方法などは、法令の改正が必要となるが、これまでの考え方をあまり変えるものではないと考えられた。

キーワード：株主資本、純資産、国際財務報告基準（IFRS）、計算書類、新株予約権
JEL classification: M41、K15

* 早稲田大学大学院会計研究科教授（E-mail: k.akiba@waseda.jp）

** 成城大学経済学部専任講師（E-mail: khane@seiyo.ac.jp）

本稿は、秋葉が日本銀行金融研究所客員研究員の期間に行った研究をまとめたものである。本稿の執筆に当たっては、小出篤教授（学習院大学）、弥永真生教授（筑波大学）、山田純平教授（明治学院大学）および日本銀行金融研究所の高野裕幸氏、千葉誠氏、豊蔵力氏、山岡正樹氏から有益なコメントを頂戴した。ここに記して感謝したい。ただし、本稿に示されている意見は、日本銀行の公式見解を示すものではない。また、ありうべき誤りはすべて筆者たち個人に属する。

わが国における企業会計の資本の行方－IFRS との関係から－

目次

1. はじめに	1
2. 資本の区分	2
(1) 資本の区分の考え方	2
(2) IFRS における資本の区分	4
(3) わが国における資本の区分	4
3. 資本に関する日本基準と IFRS の相違	6
(1) 資本の内訳区分	6
(2) 資本の範囲（スコープ）	10
4. 会計上の論点の検討－日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みを想定して	15
(1) ケース 1（日本基準では株主資本以外の純資産、IFRS では資本）	16
(2) ケース 2（日本基準では株主資本以外の純資産、IFRS では負債）	20
(3) ケース 3（日本基準では株主資本、IFRS では負債）	21
(4) ケース 4（日本基準では負債、IFRS では資本）	22
5. 会社法上の論点の検討－IFRS の個別財務諸表への適用を想定して	24
(1) 会社法における資本制度	24
(2) 会社法における個別計算書類の位置付け	31
(3) ケース 1（日本基準では株主資本以外の純資産、IFRS では資本）	33
(4) ケース 2（日本基準では株主資本以外の純資産、IFRS では負債）	35
(5) ケース 3（日本基準では株主資本、IFRS では負債）	36
(6) ケース 4（日本基準では負債、IFRS では資本）	39
6. おわりに	41
(1) 日本基準では株主資本ではないが IFRS では資本であるもの	41
(2) 日本基準では純資産であるが IFRS では負債であるもの	42

1. はじめに

国際会計基準審議会（International Accounting Standards Board: IASB）において、負債と資本（equity）の区分の問題は、長期間にわたり議論されている。これに対してわが国では、商法・会社法の影響から会計実務での争点は少なく、また、企業会計の資本（基本財務諸表で示される資本をいい、以下、単に「資本」という。）に関するわが国の取扱いと国際財務報告基準（International Financial Reporting Standards: IFRS）の取扱いとの相違において、会計上の論点と会社法での論点との区別は必ずしも明確にされていない。

本稿では、資本について、会計上の論点と会社法における論点とを、それぞれ検討する¹。それによって、わが国の会計基準を国際的に整合性のあるものとする取組みを行う場合に、会計基準のレベルでの論点と会社法のレベルでの論点とをそれぞれ把握し、今後の制度的な対応における見通しをよくすることを主眼とする。

本稿の構成は、まず、2節において、貸借対照表²の貸方は、IFRSでもわが国でも、負債確定アプローチを踏まえた2区分説の継続が見込まれることを確認し、そのもとにおいて3節では、何を資本とするかについて日本基準とIFRSの相違を概観する。その相違につき、4節では、わが国のIFRS任意適用企業の修正を参考に、今後、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みを行う場合を想定して、資本に関する会計上の論点を検討する。さらに、5節では、連結財務諸表に加えて個別財務諸表においてもIFRSの任意適用を図る場合を想定して³、資本に関する会社法上の論点を検討する。6節では、現行の日本基準を維持したまま会社法のもとで個別計算書類においてもIFRSを任意適用する場合を踏まえ、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みを、どのように図ることが制度上、制約が少ないと考えられるかにつき整理する。

¹ 資本の会計処理は、財務諸表や計算書類で示される資本の問題のみならず、税務の取扱いや金融規制などにおいても影響する。しかし、これらは、会計情報の利害調整機能として、その目的に沿って別途、検討すべきと考えられるため、本稿では、考察の対象とはしていない。もっとも、剰余金の配当や自己株式の取得などは、原則として、資本金・資本準備金の額が維持されたうえでの剰余金の範囲で可能とされているため、これらに代わる分配規制の方法を考えることなしに、会社法における資本に関連する規制を変更することは困難であるという見解もある（秋坂〔2009〕）。このため、特に5節における会社法における論点では、分配可能額の基礎となる剰余金への影響についても考察する。

² IAS第1号10項(a)では、財政状態計算書（statement of financial position）という名称が用いられているが、IAS第1号で使用されている財務諸表の表題は強制力を持つものではない（BC21項）ため、本稿では、わが国と同様に、貸借対照表としている。

³ これは、貸借対照表上の資本を明確化するための仮想であって、個別財務諸表においてもIFRSの任意適用をすべきかどうかを論じるわけではない。個別財務諸表におけるIFRSの適用については、例えば、秋葉〔2013a〕参照。

2. 資本の区分

(1) 資本の区分の考え方

イ. 貸借対照表の貸方の区分

資本の位置付けには、一般に以下の2つの観点がある(例えば、川村[2010])。

- イ) 貸借対照表における区分の観点(負債と資本の区分が企業の支払能力の把握につながり、自己資本比率規制などに活用される)
- ロ) 損益計算書における利益計算の観点(資本と利益の開示によって、企業価値の推定(投資意思決定)に役立つ情報提供が期待される)

この際、企業に対する請求権の優先劣後関係は連続的であり、人為的に区分することは困難であるため、貸借対照表の貸方を区分しない無区分説(1区分説)が考えられる。しかし、すべてを負債となる請求権とすれば利益はゼロに、すべてを資本となる請求権とすれば収益=利益となることから、少なくとも利益計算上、無区分説は適当ではない。

利益計算を行う上では、元手となる資本を明確化するため、負債と資本の2つに区分する考え方(2区分説)が採られ、この際、以下の2つのアプローチがあるとされる(徳賀[2003]、川村[2004a])。

- イ) 負債を先に決め資本を残余とする負債確定アプローチ
- ロ) 資本を先に決め負債を残余とする資本確定アプローチ

前者の負債確定アプローチの場合、負債を現在の義務として厳格化することが多く、その結果、非支配株主持分や新株予約権などの項目は資本に含まれ、資本が誰に属するものなのかが明らかではなくなってくる(山田[2012] 21頁)。これに対し、資本確定アプローチを採り、資本を狭く捉える考えが示されることがある。例えば、IASBが2008年2月に公表したディスカッション・ペーパー(discussion paper: DP)「資本の特徴を有する金融商品」(IASB[2008])⁴では、最劣後の請求権である基本的所有商品のみを資本とする基本的所有アプローチ(basic ownership approach)が、最も簡潔で理解可能性が高く、ストラクチャリングの機会を減らすことができるため望ましいとしていた⁵。

さらに、例えば、資本は報告主体の所有者に帰属するもの、負債は返済義

⁴ この内容は、米国財務会計基準審議会(Financial Accounting Standards Board: FASB)が2007年11月に公表した予備的見解「資本の特徴を有する金融商品」(FASB[2007])を、IASBがDPとして意見募集したものであり、IASB自体は、その開発に参加していない。

⁵ ただし、わかりやすさの観点やストラクチャリングの防止という観点から行う負債と資本の

務のあるものとそれぞれ明確にした上で区分する場合、いずれにも該当しない項目を収容するために、負債と資本との間にメザニン（mezzanine）と呼ばれる中間区分を設ける考え方（3区分説）がある。しかし、中間区分に含まれる項目をどのように測定し、その変動をどこで報告すべきか、また、別個の構成要素を追加することは、困難な区分が生じた場合には新たな構成要素を創り出すことにつながりうる（FASB [2007] E10 項）ことなどから、伝統的には2区分説に基づき会計基準が設定されている。

ロ．負債確定アプローチか資本確定アプローチか

次に、2区分説における負債確定アプローチと資本確定アプローチをそれぞれ支持する先行的な研究をとり上げる。

（イ）負債確定アプローチの支持

これを支持する先行的な研究である Sprouse and Moonitz [1962]では、負債を、資産を譲渡しまたは用益を提供すべき義務であり、過去または当期の取引から生じ、かつ将来において決済を必要とする義務と定義し、資本を、企業資産に対する残余持分の金額と定義しており、負債を先に決め資本を残余としている。また、池田 [2016] では、資本確定アプローチでは収益・費用の定義が曖昧にならざるをえず、理論的な弱点を有しているとしている。

（ロ）資本確定アプローチの支持

これを支持する先行的な研究として、Ohlson and Penman [2005]、川村 [2004b]、米山 [2019]、徳賀 [2014a,b] が挙げられる。これらは、資本の帰属主体を企業の最終的なリスク負担者（普通株主）に純化する形で資本と負債を区分することを提案している。

ただし、徳賀 [2014a,b] は、利益計算との関係においては、貸借対照表の貸方を2区分する必要があるが、貸借対照表の情報提供の観点からは、支払不能リスクの開示（負債確定アプローチ）と、最劣後請求権者の持分の情報（狭義の資本確定アプローチ）が求められるため、これらの要求に同時に応えるためには、形式2区分後に細区分を設ける実質3区分（以上）とする必要があるとしている。

この場合、利益計算においては、資本取引を区分する必要があるため、「狭義の資本確定アプローチ」を採用して最劣後請求権者の持分をそれに用いる

区分は取引の経済的な実質を犠牲にするのではないか、清算を仮定として最劣後の請求権を決定することは妥当かといった問題が指摘されている。FASB [2007]については、例えば、秋坂 [2009]、大杉 [2009]、野間 [2009]、山田 [2012] 67 頁を参照。

か、「負債確定アプローチ」を採用して広義の資本をそれに用いるかの選択が必要となり、貸借対照表上の情報提供も同時に考慮すると、以下の 2 つの解決策が考えられるとしている（徳賀〔2014a〕249～250 頁）。

【方法 A】「狭義の資本確定アプローチ」＋負債の細区分（最劣後請求権者の持分のみを資本として、それ以外をいったん負債に分類した上で、負債の中を支払不能リスクなどに基づいて細区分する）

【方法 B】「負債確定アプローチ」＋資本の細区分（負債の特徴を満たしているもののみを負債として、それ以外をいったん資本に分類した上で、資本の中を請求権の優先劣後関係に基づいて細区分する）

いずれも形式 2 区分・実質 3 区分以上となり、利益計算が区分の形式に支配されること、経営者のストラクチャリングの主たる動機が実質上の負債を形式上で資本として表示することであることを考えれば、【方法 A】の選択が望ましいが、制度・実務にドラスティックな変化を求めることになる（徳賀〔2014a〕250 頁）。

（２） IFRS における資本の区分

IASB の概念フレームワーク（IASB〔2018a〕）では、貸借対照表に関する構成要素を資産、負債、資本とし、資本とは、企業のすべての負債を控除した後の資産に対する残余持分（4.63 項）としている。このため、2 区分説を採り、負債確定アプローチを採っている。

これと同様に、金融負債と資本性金融商品との区別を定めている国際会計基準（International Accounting Standards: IAS）第 32 号「金融商品：表示」も、2 区分説を採り、現在の義務をベースにした負債確定アプローチであるが、例えば、経済的資源を移転する義務があっても特定の場合には資本に分類する例外（プッタブル金融商品の例外）なども定めている（3 節（２）イ．参照）。このため、IAS 第 32 号は、負債確定アプローチを採りつつ、特定の項目には資本確定アプローチを採るという併用型（池田〔2016〕106 頁）となっている。

また、IASB が 2018 年 6 月に公表したディスカッション・ペーパー（DP）「資本の特徴を有する金融商品」（IASB〔2018b〕、以下「FICE DP」）でも、後述するように、IAS 第 32 号と同様、負債確定アプローチに、一部、資本確定アプローチの併用を提案している。これらに照らせば、IFRS では、今後も負債確定アプローチを踏まえた 2 区分説によるであろう（〔図表 1〕）。

（３） わが国における資本の区分

企業会計基準第 5 号「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」では、まず、貸借対照表上、資産性または負債性をもつものを記載し、それらに

該当しないものは資産と負債との差額として純資産に記載することとしている。また、企業会計基準第 5 号では、以下のように、純資産と株主資本を区分し、これらと利益の連繋⁶を重視した 2 連繋型を採っている。

イ) 純資産と包括利益との連繋（企業会計基準第 25 号「包括利益の表示に関する会計基準」21 項）

ロ) 株主資本と当期純利益との連繋（企業会計基準第 5 号 30 項）⁷

この取扱いは、企業会計基準委員会（Accounting Standards Board of Japan: ASBJ）の概念フレームワーク（ASBJ [2006]）における考え方を基準化したものと考えられる。ASBJ [2006] では、構成要素の定義を確定する作業を容易にするため、かつ国際的な動向を尊重して、まず資産と負債に独立した定義を与え、そこから純資産と包括利益の定義を導き、また、投資家の利用目的との適合性を考慮して、包括利益とは別に純利益を定義し、これを生み出す投資の正味ストックとしての株主資本を、純資産の内訳として定義している（第 3 章序文、18 項、22 項）。

これらは、国際的な動向にあわせて、まず負債を区分し、それ以外を純資産としており、負債確定アプローチによる 2 区分説を採ったうえで、株主資本を括り出しているとみることができる（[図表 1]）。今後も、わが国の会計基準を国際的に整合性のあるものとするように取り組み、IFRS が負債確定アプローチを踏まえた 2 区分説によるのであれば、脚注 7 で示したような多少の修正が行われるとしても、今後もこの考え方がベースになると思われる。

[図表 1] 2 区分説による会計基準の設定

考え方	具体例
負債確定アプローチ	
純粋型（単純型）	IASB [2018a]
併用型	IAS 第 32 号
2 連繋型	ASBJ [2006]
資本確定アプローチ	IASB [2008]

資料：池田 [2016] 106 頁を一部加工

⁶ 連繋（articulation）は、企業会計の最も基本的な定義式であり、株主の出資や株主への配当などの資本取引を除く資本は、利益を通じてのみ増減するということであり、クリーン・サープラス関係とも呼ばれる（斎藤 [2011]、福井 [2011]、秋葉 [2013b] 参照）。

⁷ ただし、2013 年 9 月改正の企業会計基準第 22 号「連結財務諸表に関する会計基準」において、これまで少数株主損益調整前当期純利益としていたものを当期純利益としたため、連結財務諸表上は、株主資本と親会社株主に帰属する当期純利益が連繋する。

3. 資本に関する日本基準と IFRS の相違

前節で示したように、わが国でも IFRS でも、負債確定アプローチを踏まえた 2 区分説が継続していくと考えられ、大きな考え方としては類似しているとしても、資本に関して日本基準と IFRS と間の相違は少なくない。本節では、まず、日本基準と IFRS における資本の内訳区分について確認し、次に、どのような請求権が資本となるかという資本の範囲（スコープ）の議論について、両者の主な相違を概観する。

（1）資本の内訳区分

わが国の企業会計基準第 5 号や IAS 第 1 号「財務諸表の表示」の適用ガイダンスでは、資本の内訳区分につき、[図表 2] のように示している。

[図表 2] 日本基準と IFRS における資本の内訳区分

日本基準		IFRS	
純資産の部		資本（Equity）	
I 株主資本		親会社の所有者に帰属する資本 (Equity attributable to owners of the parent)	
1 資本金	XX	株式資本（Share capital）	XX
2 資本剰余金	XX		
3 利益剰余金	<u>XX</u>	利益剰余金（Retained earnings）	XX
株主資本合計	XX	その他の資本の構成要素	<u>XX</u>
II その他の包括利益累計額	XX	(Other components of equity) (*)	
III 新株予約権	XX	小計	XX
IV 非支配株主持分	<u>XX</u>	非支配株主持分（Non-controlling interests）	<u>XX</u>
純資産合計	XX	資本合計	XX

備考：(*) IAS 第 1 号では、持分変動計算書に含まれる資本の内訳項目には、例えば、各クラス別の拠出資本（contributed equity）、各クラス別のその他の包括利益累計額（accumulated balance of other comprehensive income: AOCI）および利益剰余金（retained earnings）が含まれるとしており（106 項、108 項）、IAS 第 1 号の適用ガイダンスにおける連結持分変動計算書の例示では、「その他の資本の構成要素」が AOCI から構成されていることが示されている。なお、IAS 第 1 号を置き換えるように、IASB が 2019 年 12 月に公表した公開草案（ED）「全般的な表示及び開示（General Presentation and Disclosures）」の例示では、「その他の資本の構成要素」を「AOCI」とする変更が提案されている。

イ. 株主資本となる時期（タイミング）

わが国における 2 連繋型のもとでは、純資産と株主資本は、ともに資本とみることができるが、IFRS との比較において、報告主体の所有者に帰属する当期純利益を生み出す株主資本を重視していることが特徴的である。純資産と株主資本の差のうち、その他の包括利益累計額（AOCI）は、時期（タイミング）に関する差であり、リサイクリング⁸によって解消することとなる。

日本基準では、その他の包括利益（other comprehensive income: OCI）とした項目はリサイクリングすることとしており、この結果、全会計期間を通算した包括利益の合計額のみならず、当期純利益の合計額についても、ネット・キャッシュフローの合計額と一致することとなる。

これに対し、IFRS では、以下の項目についてリサイクリングされない⁹。

イ）再評価剰余金の変動（IAS 第 16 号「有形固定資産」41 項および IAS 第 38 号「無形資産」87 項）

ロ）確定給付制度の再測定（IAS 第 19 号「従業員給付」122 項）

ハ）その他の包括利益を通じて公正価値で測定するものとして指定された（いわゆる株式の OCI オプション）資本性金融商品への投資について、当該投資の公正価値の変動（IFRS 第 9 号「金融商品」5.7.5 項）

ニ）損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された（いわゆる公正価値オプション）特定の負債について、当該負債の信用リスクの変動に起因する公正価値の変動（IFRS 第 9 号 5.7.7 項）

このように、IFRS によってリサイクリングの有無が異なるのは、2018 年改正の IASB の概念フレームワーク（IASB [2018a]）において、IASB が異なる時期の問題に対して異なるアプローチを採ったために生じたとしている（BC7.27 項）。また、IASB [2018a]では、例外的な状況においてのみ、資産・負債の現在価額から生じる収益・費用を OCI に含めることがある（7.17 項）としている中で、損益計算書に含まれる累積的な金額は可能な限り完全である必要があるため、リサイクリングすることを原則としている（7.19 項）。しかし、例えば、リサイクリングする期間や金額を識別する明確な基準がない場合、リサイクリングしないこととする場合があるとしている（7.19 項、BC7.32 項）。

⁸ これは、当期または過年度において認識された OCI を、当期純利益に組み替えることをいう。IAS 第 1 号 7 項では、組替調整（reclassification adjustment）としているが、その意味は「リサイクリング」（recycling）と類似しているとしている（IAS 第 1 号 BC70 項）。実際に最近の IFRS でも、リサイクリングという用語は何度も使われており（例えば、IFRS 第 9 号 BC4.151 項や BC5.25 項(b)など）、本稿では「リサイクリング」という用語を使うこととする。

⁹ 他方、例えば、在外営業活動体の財務諸表の換算から生じる為替差額（IAS 第 21 号「外国為替レート変動の影響」48 項）や、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産に係る公正価値の変動（IFRS 第 9 号 4.1.2A 項）などは、リサイクリングする。

リサイクリングしない個々の IFRS の改正は、当面見込まれていないため、少なくとも近い将来において、IFRS では、リサイクリングしない会計処理が引き続き存在すると考えられる。これに対し、修正国際基準（国際会計基準と企業会計基準委員会による修正会計基準によって構成される会計基準）では、この点を「削除又は修正」（企業会計基準委員会による修正会計基準第 2 号「その他の包括利益の会計処理」）しており、株主資本と当期純利益の連繋を重視する限り、日本基準の改正は行われないと想定される。

なお、リサイクリングをしなくても AOCI から直接、利益剰余金に振り替えれば、純資産と株主資本との時期（タイミング）の相違が解消し、それは、分配可能額へも影響しうる。例えば、確定給付負債（資産）の純額の再測定については、確定給付制度を採用し数理計算を行っているわが国の IFRS 任意適用企業のうち、85%が AOCI から利益剰余金への振替を行っていたとされる¹⁰。また、株式の OCI オプションを適用しているわが国の IFRS 任意適用企業のうち、97%が AOCI から利益剰余金への振替を行っていたとされる¹¹。

ロ．親会社株主持分と非支配株主持分

〔図表 2〕で示したように、日本基準でも IFRS でも、連結子会社の株主から払い込まれた資本や、当該連結子会社における留保利益と AOCI の非支配株主持分割合は、非支配株主持分に含められる。他方、これに対比される親会社株主持分については、IAS 第 1 号 54 項が非支配株主持分と同様に、その項目を掲記しなければならないとしているのに対して、日本基準では、それを括る小計などは示すこととはしていない。むしろ企業会計基準第 5 号 31 項では、「企業の財政状態及び経営成績を示す上で、株主資本、評価・換算差額等及び新株予約権を一括りとして意味をもたせることが必ずしも適当ではないと考え、これらを括ることは行わなかった。」としている。

もっとも、親会社株主に帰属する当期純利益と連繋する株主資本を明示すれば、日本基準を国際的に整合性のあるものとするように取り組んだ場合に、AOCI（評価・換算差額等）と新株予約権¹²とを加えた小計を示すことが、改めて適

¹⁰ 野村〔2017〕では、2017 年 3 月 31 日までに有価証券報告書を提出した IFRS を適用している上場企業 93 社については、確定給付制度を採用し年金数理計算を行っている企業 74 社のうち、63 社（85%）が AOCI から利益剰余金への振替を行っていたとしている。

¹¹ 野村〔2017〕では、2017 年 3 月 31 日までに有価証券報告書を提出した IFRS を適用している上場企業 93 社については、IFRS 第 9 号を早期適用し、OCI オプションを適用している企業 62 社のうち、60 社（97%）が AOCI から利益剰余金への振替を行っており、この約半数（31 社）が認識の中止時点で利益剰余金に振り替えているとしている。

¹² 厳密には、子会社の新株予約権は、わが国では子会社への投資と相殺消去する子会社の資本に含まれないが、IFRS では非支配株主持分に含まれるため、ここでは親会社が発行した新

当ではないと判断される可能性は低いと思われる。

ハ. 剰余金の区分

「企業会計原則」第一 三では、資本剰余金と利益剰余金とを混同してはならないとし、この点、企業会計基準第 5 号 28 項では、会計上、留保利益を含む株主資本の変動と、その株主資本が生み出す利益との区分が本質的に重要であるが、株主が拠出した払込資本と留保利益を分けることは、配当制限を離れた情報開示の面でも従来から強い要請があったと考えられるとしている¹³。

これに対して、IAS 第 1 号では、貸借対照表において、親会社の所有者に帰属する払込資本 (issued capital) および準備金 (reserve)、非支配株主持分を掲記する (54 項) としているが、下位の分類の例示として、払込資本 (equity capital) 及び準備金 (reserve) は、資本金 (paid-in capital)、資本剰余金 (share premium) 及び準備金 (reserve) などさまざまな区分に分解される (78 項(e)) としているに過ぎず、資本剰余金と利益剰余金との区分は明示されていない¹⁴。

この点、2019 年 7 月 31 日までの 1 年の間に決算日のある IFRS 任意適用企業 201 社の有価証券報告書においては、ほとんどすべてが資本において資本剰余金と利益剰余金とを区分して表示している ([図表 3])。

[図表 3] IFRS 任意適用企業における剰余金の区分

	連結貸借対照表	連結持分変動計算書
区分あり	198 社	199 社
区分なし	(*) 1 社	—
該当なし	(*) 2 社	2 社
合計	201 社	201 社

備考：(*) 該当する 1 社は、連結貸借対照表では「剰余金」とし、連結持分変動計算書において「資本剰余金」と「利益剰余金」とを区分している。

(*) 2 社は、個別貸借対照表 (日本基準) では「資本剰余金」と「利益剰余金」とを区分表示しているが、連結貸借対照表 (IFRS) では「利益剰余金」しかない。

これは、日本基準において区分表示していることに加え、金融庁が 2016 年

株予約権を指す。

¹³ ただし、斎藤 [2019a] 第 19 章では、資本と利益の区分の必要性を前提として、ストックとしての剰余金の区分が、企業価値評価のための期待形成という会計情報の役割にどれだけ寄与しているかは、必ずしも明確ではないとしている。

¹⁴ もっとも、IAS 第 1 号 79 項(b)では、資本に含まれている準備金のそれぞれの内容や目的を、貸借対照表、持分変動計算書、または注記のいずれかにおいて開示するとしている。

に公表した「IFRSに基づく連結財務諸表の開示例」（金融庁〔2016〕）において、あくまでも例示であり IFRS に基づく連結財務諸表の様式および内容を拘束するものではないとしているが、資本につき、以下を示していることも影響しているであろう。

〔図表 4〕IFRS に基づく連結財務諸表の開示例

資本	
資本金	
資本剰余金	
利益剰余金	
自己株式	
その他の資本の構成要素	
	親会社の所有者に帰属する持分合計
非支配持分	
	資本合計

資料：金融庁〔2016〕

このため、剰余金の区分については、IFRS の適用において、実質的に日本基準と相違はないと考えられ、資本剰余金と利益剰余金の区分が、IFRS では示されていないからといって、当期純利益とこれを生み出す株主資本の連繫を重視している中では、この点に関し、あえて日本基準を改正する必然性は低いであろう。

（２） 資本の範囲（スコープ）

どのような請求権が資本となるかという範囲（スコープ）の問題は、IASB において負債と資本の区分として取り扱われている。ここでは、日本基準と IFRS と間の主な相違を概観する。

イ．非デリバティブ（現物）の請求権

（イ） 日本基準

わが国には、何が資本となるかに関する包括的な会計基準が存在していない。わが国の概念フレームワーク（ASBJ〔2006〕）第3章7項において、株主資本とは、純資産のうち報告主体の所有者である株主に帰属する部分をいうとし、それは、以下をいうとしている（3章注(6)）。

- ① 報告主体の所有者との直接的な取引によって発生した部分
- ② 投資のリスクから解放された部分のうち、報告主体の所有者に割り当てられた部分

前者は、払込資本に該当し、会社法上、株主資本に分類される資本金・資

本準備金の額は、株主となる者が会社へ払込みまたは給付をした財産の額を基に算定されるため（会社法 445 条 1 項、2 項）、金融商品の保有者に対する支払義務があっても、発行された金融商品が法的に株式である場合には、当該株主資本として分類されることとなる（秋坂〔2009〕113 頁）。

（ロ） IAS 第 32 号との相違

IAS 第 32 号 11 項では、非デリバティブ金融商品に以下のいずれかがある場合、金融負債として分類することとしている。このため、例えば、取得請求権付株式（会社法 2 条 18 号）¹⁵など、わが国の会社法上は株式であっても IFRS 適用上は金融負債となることがある。

イ）現金または他の金融資産を引き渡すか、企業にとって潜在的に不利な条件で、金融資産・負債を交換する契約上の義務

ロ）企業自身の可変数の持分金融商品の引き渡す契約上の義務¹⁶

〔図表 5〕 IAS 第 32 号における負債と資本の区分

		イ）企業自身の可変数の持分金融商品の引き渡す義務	
		あり	なし
ア）現金や他の金融資産を引き渡す義務、または不利な条件で、金融資産・負債を交換する義務	あり	負債①	負債②
	なし	負債③	資本

IAS 第 32 号では、これらの契約上の義務を含んでいない金融商品は、金融負債ではなく資本性金融商品となるとしている（16 項）。ただし、IAS 第 32 号では、例外として、一定の条件（企業の清算時に企業の純資産の比例的な取り分に対する権利を保有者に与えていることや、当該金融商品が他のすべてのクラスの金融商品に劣後する金融商品のクラスに属していることなど）を満たす場合には、以下の契約上の義務を含んでいる金融商品であっても、資本性金融商品となるとしている。

① プッタブル金融商品（16A 項、16B 項）

¹⁵ 株主が会社に対して取得を請求できる株式であり、IAS 第 32 号ではプッタブル金融商品（現金または他の金融資産と交換に、当該金融商品を発行者が買い戻すかまたは償還する契約上の義務を含む金融商品）といわれている。

¹⁶ IASB の概念フレームワーク（IASB〔2018a〕）において、企業自身の資本性金融商品は経済的資源ではなく（4.10 項）、その引渡義務があっても負債の定義を満たさないが、IAS 第 32 号では、その契約が自己の株式を通貨として用いられる場合、当該契約を資本性金融商品として会計処理することは不適切であるとしている（BC13 項、BC21 項(a)）。

② 清算時にのみ発生する義務を有する金融商品（16C 項、16D 項）

(ハ) FICE DP との相違

2018 年公表の FICE DP では、IAS 第 32 号を出発点とし、金融資産・負債に適用される認識および測定の変更に検討せず、金融商品を金融資産・負債に分類した後、IFRS 第 9 号を適用することを提案している。

FICE DP における IASB の予備的見解は、負債と資本の区分を通じて提供する最善の情報は、〔図表 6〕で示す財務情報の評価に関連する基本的な区分に関する情報であり、請求権の「タイミングの特徴」（時点特性）または「金額の特徴」（金額特性）によって負債と資本を区分することであるとしている（2.1 項、2.33 項、2.49 項）。

〔図表 6〕 財務情報の評価と請求権の特徴

財務情報の評価	請求権の特徴	負債となる義務の内容
資金調達の流動性 および CF の評価	当該評価は、清算時以外の特定の時点に経済的資源を移転するための要件に関する情報(タイミングの特徴)による (2.17 項(a)、2.22 項)。	清算時以外の特定の <u>時点</u> に、経済的資源を移転する回避できない義務
貸借対照表のソルベンシーおよびリターンの評価	当該評価は、義務の金額に関する情報 (金額の特徴) による (2.17 項(b)、2.29 項)。	企業の利用可能な経済的資源から独立した <u>金額</u> となる回避できない義務

このため、非デリバティブ金融商品が、以下のいずれかの義務を含んでいる場合には、金融負債に分類することを提案しており（3.8 項）、この場合、前述した取得請求権付株式など、わが国の会社法上は株式であっても IFRS 適用上は金融負債となることがある。

イ) 清算時以外の特定の時点に、現金その他の金融資産の移転を回避できない義務¹⁷

ロ) 企業の利用可能な経済的資源（available economic resources）から独立した金額に対する回避できない義務¹⁸

¹⁷ この金融負債（「金額の特徴」はないが「タイミングの特徴」がある）は、IFRS 第 9 号において、損益を通じて公正価値で測定される（FVTPL）ことになりうる（6.20 項）。これらの金融負債から生じる収益・費用は、企業の利用可能な経済的資源の変化によって影響を受ける（6.11 項）ため、OCI に表示し、その後、リサイクリングをしないことを提案している（6.4 項、6.9 項(a)、6.42 項、6.53 項）。

¹⁸ FICE DP では、この特性を、引き渡すべき資本性金融商品の数量が変動するかどうかではなく、貸借対照表のソルベンシーおよびリターンの評価（〔図表 6〕）の観点から、義務の金額が企業の利用可能な経済的資源とは独立かどうかによることを提案しているが、分類の結果は、大部分の種類の金融商品について、IAS 第 32 号と概ね同じであろうとしている（3.13 項）。

したがって、FICE DP では、資本性金融商品には、これらのいずれも含まないことを提案している（3.9 項）。ただし、プッタブル金融商品に対する例外について、FICE DP では、少なくとも 1 つの請求権が残余として認識・測定されない場合には、包括利益計算書の有用性が低下することなどから、引き続き要求することを提案している（3.37 項）。

〔図表 7〕 FICE DP における負債と資本の区分

		イ) 企業の利用可能な経済的資源から独立した金額となる義務	
		あり	なし
ア) 清算時以外の特定の時点に、経済的資源を移転する義務	あり	負債①	負債② (例えば、公正価値で償還可能な株式)
	なし	負債③ (例えば、株式で決済される債券)	資本

ロ. 企業自身の資本性金融商品を引き渡すデリバティブ

(イ) 日本基準

わが国では、企業自身の資本性金融商品により決済されるデリバティブ金融商品（自社株デリバティブ）に関する包括的な会計基準はないが、企業会計基準適用指針第 17 号「払込資本を増加させる可能性のある部分を含む複合金融商品に関する会計処理」において、新株予約権は、以下の処理を行うとしている。

- イ) 発行時において、その発行に伴う払込金額を、純資産において株主資本と区分して「新株予約権」として計上する（4 項）。
- ロ) 新株予約権が行使され新株を発行する場合は、当該新株予約権の発行に伴う払込金額と新株予約権の行使に伴う払込金額を、資本金または資本金および資本準備金に振り替える（5 項(1)）。
- ハ) 新株予約権が行使されずに失効した場合は、当該失効に対応する額を失効が確定時の特別利益として処理する（6 項）。

(ロ) IAS 第 32 号との相違

IAS 第 32 号 16 項では、企業自身の資本性金融商品により決済されるデリ

また、これには、企業自身の資本性金融商品により決済される金融商品が含まれ、前述した IAS 第 32 号の分類と同様に、金融負債の定義と概念フレームワークにおける負債の定義との間の相違の 1 つである（1.30 項）。

バティブ金融商品のうち、以下は資本性金融商品としている。

イ) 現金またはその他の金融資産を引き渡すか、企業にとって潜在的に不利な条件で、金融資産・負債を交換する契約上の義務がない。

ロ) 固定額の現金またはその他の金融資産を企業自身の資本性金融商品の固定数と交換することによってのみ決済される¹⁹。

このイ)に関して、企業自身の資本性金融商品を原資産とする売建コール・オプションに係るプレミアムは、純額現金決済の場合や純額現物決済（net-share settled）の場合には金融負債となるが、総額現物決済（gross physically settled）の場合には資本になる（22 項、IE17 項～IE20 項）。このため、条件によって新株予約権は以下のように分類される。

① 固定額の現金と交換に自社の普通株式の固定数を引き渡す通常の新株予約権は、資本性金融商品とされ、その公正価値の変動は財務諸表に認識されない（22 項）。また、権利不行使により失効した場合、利得として処理されず、発行されたときに認識された金額が、資本にそのまま計上される（IFRS 第 2 号「株式報酬」23 項、BC220 項）。

② 行使価額修正条項付新株予約権（以下「MS ワラント」(Moving Strike Warrant)）は、前述イ) の条件を満たしていないため、負債となる。

(ハ) FICE DP との相違

FICE DP では、デリバティブが、企業自身の資本性金融商品の引渡しを伴う場合と買戻しを伴う場合の2つのタイプの自社株デリバティブを検討している。それらは、総額現物決済の場合もあれば、現金または自社の株式で純額決済される場合もある（4.8 項～4.9 項）。このうち、企業自身の資本性金融商品を引き渡す自社株デリバティブは、以下のいずれかの場合に、全体として金融資産・負債として分類することをIASBの予備的見解としている（4.1 項、4.26 項）。

イ) 現金による純額決済の場合（タイミングの特徴を有する）²⁰

ロ) デリバティブの純額は、企業の利用可能な経済的資源から独立した変数（variable）²¹によって影響を受ける場合（金額の特徴を有する）

¹⁹ これは、しばしば固定対固定の条件（fixed-for-fixed condition）と呼ばれている。

²⁰ 自己株デリバティブが、総額現物決済や純額現物決済の場合には、清算時以外の特定の時点で現金その他の金融資産を移転する義務を負わないため、「金額の特徴」を考慮する（4.27 項）。その結果、総額現物決済のみならず、IAS 第 32 号では固定対固定の条件を満たさない純額株式決済のものでも資本性金融商品に分類されることがある（4.42 項）。

²¹ 企業の利用可能な経済的資源とは別である独立変数には、例えば、コモディティ指標に連

4. 会計上の論点の検討－日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みを想定して

わが国では、金融商品取引法に基づく財務諸表は、連結財務諸表が主で個別財務諸表は従と位置付けられ、会社法では、計算書類がすべての会社を対象とするが、連結計算書類は、大会社かつ金融商品取引法対象会社にのみ義務付けられている。これらに対する会計基準について、企業会計審議会〔2012〕では、個別財務諸表については、会社法、税法、その他の規制などとの関連に配慮が必要となるとし、既に連結での米国基準や IFRS の使用が許容されてきているように、連結会計基準の国際的な調和の過程において、いわゆる連単分離が許容されることが現実的であると考えられるとしていた。企業会計審議会〔2013〕において、企業会計審議会〔2012〕で示した連単分離の方針については、引き続きこれを維持すべきであるとしている。

これらを踏まえると、会計基準の設定において、会計上の論点は連単ともに変わらないが、個別財務諸表については、会社法その他の論点も考慮する必要がある。会社法における論点は次節で検討することとし、本節では、どのような請求権が資本となるかという範囲（スコープ）の問題につき、今後、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みを行う場合を想定して、会計上の論点を考察する。

この際、企業に対する請求権の分類が異なることにより、2 連繋型である日本基準のもとでの財務諸表への影響は、〔図表 8〕のように整理できる。以下では、わが国の IFRS 任意適用企業が、日本基準との相違がある場合に、個々の金融商品などの会計処理をどのように修正しているのかの状況も参考に、会計上の論点を検討する。

〔図表 8〕 企業に対する請求権の分類の修正パターン

日本基準 \ IFRS	負債	資本
	負債	【修正 4】 ケース 4
純資産		
株主資本	【修正 3】 ケース 3	【修正 1】 ケース 1
新株予約権（W）	【修正 2】 ケース 2	

動する金額の受取などが該当し、企業の株価などは、企業の利用可能な経済的資源から独立していない（4.30 項）。

（１） ケース１（日本基準では株主資本以外の純資産、IFRS では資本）

イ．会計処理の相違と影響

（イ） 株主資本か否か

３節（１）で概観したように、まず資本の表示（〔図表２〕）において、日本基準とIFRSとの間において大きく異なるのは、新株予約権の取扱いである²²。通常の新株予約権を念頭においた場合、IFRSでは単に資本（equity）としているが、わが国では、３節（２）ロ．で示したように、純資産において株主資本と区分して計上する。

これに関して、権利行使価格が１円となっている株式報酬型ストック・オプションも、日本基準では新株予約権として表示されるが、その実質は株式と同質であり、基本的に失効の可能性がなく、後述の戻入益の問題もない（野口〔2013a〕19頁）。このため、株主資本との区分計上の是非が指摘されている。

（ロ） 戻入益の損益計上

また、わが国では、株主資本と区分された新株予約権は、利益計算上は負債と同様に、権利不行使により失効した場合に利益とされるが、IFRSでは、資本にそのまま計上される。新株予約権の失効の会計処理については、国際的に整合性のあるものとする点以外に、これまでも問題が指摘されてきた。例えば、野口〔2013b〕43頁は、発行元企業の業績が低迷し、株価が上昇しなかったため新株予約権の権利行使がなされず、戻入益の計上によって赤字回避した事例があったとしている²³。

なお、ストック・オプションの権利不確定による失効の影響は、日本基準

²² これ以外に、「その他の包括利益累計額」も株主資本と区分して計上されているが、以下の点から、本節では立ち入らない。

①これは、株主資本となる時期（タイミング）に関する相違（３節（１）イ．）と整理でき、どのような請求権が株主資本となるかという範囲（スコープ）の問題とは異なる。

②これは、修正国際基準において修正項目としているリサイクリングにかかわるものであり、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みにおいても改正されないと想定される（３節（１）イ．）。

また、資本の表示において、IFRSでは「親会社株主持分」を掲記しなければならないとしているため、国際的に整合性のあるものとするためには、日本基準の改正が必要にはなるものの、株主資本を明示すれば、AOCI（評価・換算差額等）と新株予約権とを加えた小計を示すことは妨げられないと思われる（３節（１）ロ．）。このため、本節では、この点もこれ以上は立ち入らない。

²³ また、野口・乙政・須田〔2008〕は、新株予約権戻入益を計上する企業の会計利益の価値関連性は低下し、その金額が大きくなるほど、その傾向は強くなるとしている。

でも IFRS でも費用に反映され、その見積りの変更もキャッチアップ方式により損益に反映される（秋葉〔2017〕）。

ロ. わが国の IFRS 任意適用企業による修正【修正 1】

新株予約権が貸借対照表において区分表示されていた企業は、2019 年 7 月 31 日までの 1 年の間にある決算日現在の IFRS 任意適用企業 201 社の有価証券報告書のうち、個別貸借対照表（日本基準）では 117 社であったが、連結貸借対照表（IFRS）では 2 社であった。また、連結株主持分計算書（IFRS）や初度適用の開示を手がかりに、新株予約権が連結貸借対照表（IFRS）において資本のどの内訳項目に含まれているかが把握できた企業は 102 社あり、その概要は〔図表 9〕の通りである。

〔図表 9〕 連結貸借対照表（IFRS）における新株予約権の表示方法

新株予約権が含まれる資本の内訳項目	社数
資本剰余金	49
その他の資本の構成要素	42
新株予約権（区分表示）	2
その他の資本剰余金（区分表示）	2
資本剰余金・その他の資本の構成要素 ^{(*)1}	1
その他の資本の構成要素・非支配株主持分 ^{(*)2}	2
非支配株主持分 ^{(*)2}	2
その他の債務 ^{(*)3}	2
合計	102

備考：^{(*)1} 転換社債型新株予約権付社債の資本要素を「資本剰余金」として、ストック・オプションとしての新株予約権を「その他の資本の構成要素」としている。

^{(*)2} 親会社が発行していた新株予約権を「その他の資本の構成要素」として、子会社が発行していた新株予約権を「非支配株主持分」としている。

^{(*)3} 1 社は子会社が付与したストック・オプションが現金決済型株式報酬に当たるため、1 社は新株予約権が固定対固定要件に当たらないためとしている。

次に、同じ IFRS 任意適用企業 201 社の有価証券報告書のうち、以下の 38 社について、連結株主持分計算書（IFRS）での記載や初度適用の開示を手がかりに、IFRS において、通常の新株予約権が失効した際の資本間の振替を調査した。

イ) 個別損益計算書（日本基準）において新株予約権戻入益（特別利益）に

計上されていた企業（23 社）

ロ）連結株主持分計算書（IFRS）で「失効」の記載があった企業（15 社）

この 38 社のうち、重複する企業を除く 31 社の概要は〔図表 10〕の通りである。

〔図表 10〕新株予約権失効時の処理方法

振替元（失効前）	振替先（失効後）	社数
資本剰余金	利益剰余金	5
	不明(*)	12
その他の資本の構成要素	資本剰余金	3
	利益剰余金	7
	不明(*)	3
その他の資本剰余金	不明(*)	1
合計		31

備考：(*) 振替先は資本の内訳科目ではなく、ストック・オプションの権利不確定による失効により損益を調整したことなどが考えられるが、詳細は不明である。

ハ. 会計上の論点

現在の純資産の部は、2 節（3）で示したように、国際的な動向を尊重して、負債以外を純資産とし、その内訳として「新株予約権」を区分している。このため、既に国際的に整合性のあるものとするように取り組まれたものとして扱い、権利不行使の失効の会計処理を含め、現状のままとすることが考えられる。

しかしながら、2013 年 9 月改正の企業会計基準第 22 号「連結財務諸表に関する会計基準」では、国際的な会計基準と同様に会計処理を行うことにより、比較可能性の向上を図るべきという意見が多くみられたことなどから、支配を喪失する結果とならない親会社の持分変動差額は資本剰余金とされ、当期純利益に非支配株主に帰属する部分も含めることとされた。これは、非支配株主持分について、利益計算上は資本としたことを意味するが、純資産では株主資本と区分して表示している。

この点を踏まえれば、今後、日本基準を国際的に整合性のあるものとするように取り組んだ場合を想定すると、非支配株主持分と同様に、通常の新株予約権は、「利益計算では資本とするが、純資産の表示では株主資本以外の項目とする」（以下「第 1 案」）という対応が考えられる。この場合、連結財務諸表では純資産において株主資本と区分して表示するものの、AOCI（評

価・換算差額等)も加えた親会社株主持分を示す小計を示し(3節(1)ロ.)、また、失効しても、戻し入れて利益とせず、子会社に対する持分変動差額と同様に、資本剰余金とすることが考えられる。

また、[図表9]のように、IFRS 任意適用企業において、新株予約権は、区分表示されている事例も見受けられるため、「利益計算上のみならず、純資産の表示においても株主資本とする」(以下「第2案」)対応は必要ないと考えられる。

さらに、[図表9]において、新株予約権を AOCI とともにその他の資本の構成要素としている IFRS 任意適用企業が多く見受けられるため、「利益計算では資本とするが、純資産の表示では株主資本以外の項目として AOCI と一括して表示する」案も考えられるかもしれない。これらは、株主に帰属するとしてもその帰属のあり方がまだ確定していない「未確定の持分」(斎藤 [2019b])であるが、以下のように、その性格が異なることから、その区分が IFRS では示されていない事例があるからといって、あえて日本基準を改正する必然性は低いであろう。

イ)「新株予約権」は、新株予約権者との直接的な取引による部分

ロ)「AOCI」は、資産・負債が増減したものの成果として確定しない部分

なお、日本基準を国際的に整合性のあるものとするように取り組んだ場合の個別財務諸表における取扱いは、会社法における資本制度とも密接に関連するため、その論点は次節で検討する。

[図表 11] 日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みにおける対応案のイメージ

現行の日本基準		第1案		第2案	
I 株主資本		I 株主資本		I 株主資本	
1 資本金	XX	1 資本金	XX	1 資本金	XX
2 資本剰余金	XX	2 資本剰余金	XX	2 資本剰余金	XX
3 利益剰余金	<u>XX</u>	3 利益剰余金	<u>XX</u>	3 利益剰余金	XX
				4 新株予約権	<u>XX</u>
株主資本合計	XX	株主資本合計	XX	株主資本合計	XX
II AOCI	XX	II AOCI	XX	II AOCI	<u>XX</u>
III 新株予約権	XX	III 新株予約権	<u>XX</u>		
		小計	XX	小計	XX
IV 非支配株主持分	<u>XX</u>	IV 非支配株主持分	<u>XX</u>	III 非支配株主持分	<u>XX</u>
純資産合計	XX	純資産合計	XX	純資産合計	XX

(2) ケース 2 (日本基準では株主資本以外の純資産、IFRS では負債)

イ. 会計処理の相違と影響

前述したように、まず外形上、IFRS と大きく異なるのは、新株予約権の取扱いであるが、通常の新株予約権ではなく、例えば、行使価額修正条項付新株予約権 (MS ワラント) は、現行の IFRS において負債となる。

すなわち、通常の新株予約権は行使価額が固定であるが、MS ワラントは、行使価格が変動し、発行する株式数を一定のまま払込金額を変動させるものである。また、株価が行使価額を下回って推移し、期間内に行使できなかった場合、通常の新株予約権は消滅するが、MS ワラントにはその場合、発行元に対して取得請求を行うことができるものがある。このため、IFRS では、固定対固定の条件を満たしていない新株予約権や取得請求条項 (プット・オプション) などが付されている新株予約権は、負債として分類される (秋葉 [2019] 20 頁)。

ロ. わが国の IFRS 任意適用企業による修正【修正 2】

MS ワラントは、近年、その第三者割当による資金調達手法として、発行が広がっている²⁴ものの、IFRS 任意適用企業における開示例は、それほど多くはない。2019 年 7 月 31 日までの 1 年の間にある決算日現在の IFRS 任意適用企業 201 社の有価証券報告書のうち、「行使価額修正条項」をキーワードとして検索した結果、4 社が該当し、具体的な会計処理や開示が行われていたのは 1 社であった。

当該企業は、発行した MS ワラントには、プット・オプションおよびコール・オプションが含まれており、IAS 第 32 号および IFRS 第 9 号に準拠して、デリバティブ負債として認識し、各報告期間末日において再評価し、再評価に伴う差額は、公正価値変動として損益に認識している旨を開示している。

ハ. 会計上の論点

日本基準では、会社法上、新株予約権として発行された場合には、その条件や内容にかかわらず純資産とする。このため、わが国の会計基準を国際的に整合性のあるものとするように取り組むとすれば、負債性の請求権は、純資産ではなく負債とするための会計基準の改正が必要となる。なお、会社法

²⁴ 杉本 [2019] では、2018 年 4 月 1 日から 2019 年 2 月 28 日までの期間において、MS ワラントの発行を決議した上場企業は 82 社、調達額合計は約 2,960 億円としている。

上の論点については、次節において検討する。

(3) ケース 3 (日本基準では株主資本、IFRS では負債)

イ. 会計処理の相違と影響

取得請求権付株式のように、日本基準では株主資本とされているが、IFRS では所有者の権利行使により当該株式を償還する義務を負っている場合、負債とされる。この場合、わが国では株主資本であるため支払配当金は費用ではないが、IFRS では負債として扱われるため支払配当金は利息費用とされ、償還において差額が生じれば償還差損益として損益となる。

ロ. わが国の IFRS 任意適用企業による修正【修正 3】

2019 年 7 月 31 日までの 1 年の間にある決算日現在の IFRS 任意適用企業 201 社の有価証券報告書のうち、「種類株式 OR 優先株式」をキーワードとして検索した結果、19 社が該当し、このうち連結財務諸表 (IFRS) において負債としていた企業は、[図表 12] のように 7 社であった²⁵。

[図表 12] 種類株式または優先株式を負債とする表示

種類株式または優先株式を負債としていた企業	社数
親会社が発行	
残高なし (償還済)	2
残高あり	1
子会社が発行	4
合計	7

子会社が発行する取得請求権付株式は、連結財務諸表 (IFRS) 上、非支配株主持分ではなく負債に計上されている。また、親会社が取得条項付優先株式を発行した企業のうち残高のある 1 社は、日本基準のもとでは資本金・資本準備金 (連結貸借対照表では資本剰余金) として計上していたが、IFRS への移行に伴い、資本金・資本準備金を減額し、同額をその他の有利子負債に振り替える処理を行っていた。このため、個別財務諸表 (日本基準) と連結

²⁵ 他は、保有する金融資産に該当するもの (9 社) や発行した当該株式が資本のままであるもの (2 社)、新株予約権の行使条件の説明において使われていたもの (1 社) であった。

財務諸表（IFRS）との間で資本金の金額に差異が生じている²⁶。

ハ. 会計上の論点

（２）と同様に、会社法上、株式として発行された場合、負債性の請求権であったとしても、日本基準では株主資本において資本金・資本剰余金とされる（企業会計基準第５号５項）。このため、日本基準を国際的に整合性のあるものとするように取り組むとすれば、会社法上は株式であっても、負債性の請求権は負債とする会計基準の設定が必要となる。なお、会社法上の論点については、次節において検討する。

（４） ケース４（日本基準では負債、IFRS では資本）

イ. 会計処理の相違と影響

前述した（３）とは逆に、例えば、永久劣後債や永久劣後ローンは、わが国では社債や借入金であるため負債に計上するが、一定の条件のものは、IFRS では、元本の償還期限がなく、また、利息も任意繰延が可能であることから、資本性金融商品として資本に計上される。この場合、支払利息は配当とし、償還においては自己株式の取得と消却に準じた会計処理を行う。

ロ. わが国の IFRS 任意適用企業による修正【修正４】

〔図表 13〕は、2019 年 7 月 31 日までの 1 年の間にある決算日現在の IFRS 任意適用企業 201 社の有価証券報告書のうち、「永久劣後」をキーワードとして検索した結果、5 社が該当し、これらはすべて資本において資本金・資本剰余金の次に、新たな表示科目を設け区分表示している。

〔図表 13〕 永久劣後債・永久劣後ローンを資本とする表示法

資本における区分表示	社数
その他の資本性金融商品	2

²⁶ 株主資本の区分は、債権者保護の観点から資本金、法定準備金、剰余金に区分してきた商法（会社法）の考え方と、払込資本と留保利益に区分する企業会計の考え方の調整によるものと考えられ（企業会計基準第５号 28 項）、企業会計上、資本金は法定資本とされてきた（企業会計原則第三 四(3)A）。このため、資本金の金額は、企業会計によって決定されるわけではなく、会社法の定めによるものと考えられる。この点、連結配当規制適用会社（会社計算規則 2 条 3 項 51 号）を別とすると、連結計算書類上の資本金の額の意義は、剰余金分配規制の観点からは乏しいが、その他の意義もあるであろう（5.（１）ロ.（イ））。ただし、異なる会計基準の適用（個別財務諸表は日本基準に基づいて、連結財務諸表は IFRS に基づいて作成されていること）により、資本金の金額が異なることは、企業会計の観点からは説明がつかないと考えられる。

その他資本性金融商品	2
ハイブリッド資本	1
合計	5

ハ. 会計上の論点

日本基準では、(1)の新株予約権の会計処理と同様、負債性がないものを負債から外すように純資産を設けつつ、株式でもないものを株主資本から外す枠組みを設けている（秋葉〔2007〕43頁）。このため、これを活かし、貸借対照表上は、負債ではなく純資産に計上することとして国際的に整合性のあるものとするように取り組みつつ、新株予約権と同様、株主資本と区分し、また、利益計算についても、これまでと同様とする方法が考えられる。

しかし、(1)ハ. で記載した第1案（利益計算では資本とするが、純資産の表示では株主資本以外の項目とする）と同様に、一定の永久劣後債や永久劣後ローンについても、IFRSと同様に、純資産において株主資本と区分して表示するが、支払利息や償還差損益は、利益計算には反映しないようにすることが考えられる。

さらに国際的に整合性のあるものとするように取り組み、当該資本性金融商品について、(1)ハ. で記載した第2案（利益計算上のみならず、純資産の表示においても株主資本とする）とした場合には、発行時には払込資本を増加させ、利払いは配当とし、償還においては自己株式の取得と償却に準じた会計処理とすることが考えられる。

5. 会社法上の論点の検討－IFRSの個別財務諸表への適用を想定して

どのような請求権が資本となるかという範囲（スコープ）の問題につき、前節では、日本基準を国際的に整合性のあるものとするように改正する場合を想定して会計上の論点を考察した。個別財務諸表における取扱いは、会社法における資本制度とも密接に関連するため、本節では、まずその概要を確認し、次に前節で検討した会計上の論点の順番で、連結計算書類のみならず個別計算書類においてもIFRSを任意適用した場合²⁷を想定して、資本に関する会社法の論点を考察する。さらに、前節で検討した日本基準を国際的に整合性のあるものとするように改正した場合、会社法上、どのような対応が可能かを検討する。

（１） 会社法における資本制度

イ. 会社法会計の目的

会社法における資本制度の意義を確認するに先立ち、会社法会計の目的についてみていく。株式会社の会計を会社法が規制する目的としては、株主と会社債権者への情報提供と、剰余金分配規制を通じた利害調整に大別できる（神田〔2019〕281頁、江頭〔2017〕599頁、弥永〔2015a〕409頁）。

従来、商法における会計目的は、配当可能利益額（会社法では分配可能額）を定めることを通じて、債権者と株主の利害調整や債権者保護を中心としたものと解されてきた。その中で、1998年6月公表の『商法と企業会計の調整に関する研究会報告書』（大蔵省・法務省〔1998〕）は、利害調整目的に加えて、株主に対する情報提供機能も重要な目的の一つであるとして、財産計算のみならず期間損益計算も重視されるとした（Ⅰの1）。

また、大蔵省・法務省〔1998〕は「商法で個々の資産の評価をどのような方法により行うかという問題と、配当可能利益額をいかに算定するかという問題は、分けて考える事柄ではないかと考えられるので、まず、会計処理方法としての適否の観点から資産評価規定を検討し、その上で、配当規制の観点からの問題の有無を検討していくことが適切である」（Ⅰの3）として、情報提供の観点からの会計規制と配当規制とを分けて考える方向性を示した

²⁷ わが国では、2010年3月以降、特定会社（2015年改正の連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則により、要件が緩和され、また、指定国際会計基準特定会社とされている）には、連結財務諸表においてIFRSの適用が可能とされている。また、連結財務諸表を作成していない場合において、指定国際会計基準特定会社の要件を満たせば、個別財務諸表においてIFRSの適用が可能とされ（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則1条の2の2、129条2項）、法定書類とは別に、参考情報として開示できる。

（弥永〔2016〕54頁）。

このような商法会計における情報提供目的の重視は、会計基準の国際的調和・収斂の動きに対し商法の計算規定が障害となってはならず、商法会計を投資家への情報提供に重きを置く証券取引法会計およびその会計基準に合わせるべきであると考えられるようになったこともその背景にあるとされる（江頭・中村〔2012〕471～472頁）。この考え方は会社法にも引き継がれ、分配可能額の算定は依然として重視されつつも、その主たる目的は情報提供目的へと重点移行していると解される（弥永〔2016〕56頁）²⁸。

ロ．会社法における資本制度

（イ） 資本金の意義

会社法上の株式会社における資本制度は、株主有限責任の制度的裏付けとして、債権者保護の観点から資本金と法定準備金（資本準備金と利益準備金）に相当する会社財産の確保を求めるものである。資本金は、株主の出資を一定額以上会社財産として保有させる仕組みであり（江頭〔2017〕37頁）、会社債権者との利害調整のための制度と位置付けられる（神田〔2019〕299頁）。

このため、伝統的に、資本制度の前提として、以下の資本4原則²⁹の充足が求められた（稲葉〔2008〕、神田〔2019〕）。

- ① 資本確定原則：会社の設立または新株発行に際しては、定款で資本金額を定め、その額の財産の拠出を要求する原則
- ② 資本充実原則：資本金額に相当する財産が実際に会社に拠出されることを求める原則
- ③ 資本維持原則：資本金に相当する財産が会社に維持されることを求める原則
- ④ 資本不変原則：資本金額の減少を、会社債権者保護手続を経ることなしに認めないとする原則

しかし、これらの原則は、度重なる商法改正、また会社法への改正によってその意義を減じたとされる一方、社外流出の局面での株主・債権者間の利害調整の役割に純化していると考えられる（小林〔2006〕31頁）。例えば、

²⁸ 弥永〔2015b〕22頁は、会社法が採用するアプローチは、情報提供の観点から企業会計の論理を尊重するというものであり、大蔵省・法務省〔1998〕の整理に基づいて、会社の「会計は、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従うものとする」（会社法431条、614条）とされたとしている。

²⁹ 論者によっては、資本充実原則と資本維持原則とを統合し、資本3原則とする場合がある（小林〔1991〕、箕輪〔2008〕）。また、稲葉〔2008〕272頁は、資本充実原則が資本維持原則の前提条件になると解されている。

2005年6月の会社法成立以降の議論に限ってみても³⁰、会社の設立に当たり、定款の記載事項として、設立に際し出資される財産の価額またはその最低額を定めれば足り（会社法 27 条 4 項）、設立時に一部に払込みがない場合は払込部分でもって設立とすることが認められたため³¹、資本確定原則はもはや求められていないと解される（神田〔2019〕、弥永〔2015a〕）。

また、資本充実原則に関しては、出資された財産などの価額が不足する場合の責任（会社法 52 条、212 条、213 条）や、出資が仮装された場合の責任（会社法 52 条の 2、102 条の 2、213 条の 2、213 条の 3）など、不足額を補填する仕組みが用意されている一方（神田〔2019〕300 頁）、合併の際には（増加）資本金額よりも承継純資産額が少なくなることを認めており（会社計算規則 36、37 条）、原則が貫徹されているわけではない（弥永〔2015a〕17 頁）。

ただし、資本維持原則に関しては、会社法では最低資本金制度を廃止しており、また債権者保護の観点から、株式会社の純資産が 300 万円未満の会社の剰余金の配当などを禁止しているため（会社法 458 条）³²、資本金額と無関係な制約が加えられ、会社財産維持における資本金額の意義は低下している（弥永〔2015a〕17 頁）が、社外流出の局面ではこの原則は維持されているといえる（江頭〔2017〕37 頁）。

加えて、資本不変原則に関しては、資本金・準備金の減少に際して、原則として³³、株主総会の特別決議に加えて、債権者保護手続が要求されており（449 条）、維持されていると解される（神田〔2019〕、弥永〔2015a〕）。このため、資本制度に変容がみられるとしても、資本金・準備金の減額について、会社法が高いハードルを課している点には変わらないといえる。

また、剰余金分配規制の観点から離れた場合、資本金の額は、株式会社設立時の登記事項であり（会社法 911 条 3 項 5 号）、また、最終事業年度に係る貸借対照表に資本金として計上した額が 5 億円以上である会社は大会社となり（会社法 2 条 6 号）、会計監査人の設置が強制され、監査役を置くかま

³⁰ 会社法成立前の資本制度の変遷については、稲葉〔2008〕、古市〔2006〕を参照。

³¹ すなわち、会社法では、資本金額に見合う会社財産を確保するのではなく、拠出された財産の額に応じて資本金額が決定される（445 条）という発想に転換している（弥永〔2015a〕17 頁）。

³² このため、剰余金の配当などの局面に関する限りでは、300 万円の最低資本金額が法定されたとの見方もできる（江頭〔2017〕39 頁）。

³³ 例えば、株式の発行と同時に資本金の額を減少する場合であり、当該資本金の額の減少の効力が生じる日後の資本金額が当該日前の資本金額を下回らないときには、取締役会の決議で資本金額を減少できる（会社法 447 条 3 項）。また、減少する資本金額が、定時株主総会の日における欠損の額として、ゼロもしくはゼロから分配可能額を減じて得た金額を超えない場合は、株主総会の普通決議で足りる（会社法 309 条 2 項 9 号、会社計算規則 151 条）。

たは委員会を設置するかしなければならない（会社法 327 条 3 項、5 項、328 条）など、株式会社のガバナンスの内容（機関設計）に関する役割もある。さらに、資本金相当額が実際に出資されたという情報は債権者に影響を及ぼすため、情報提供を通じた債権者保護につながる（江頭 [2017] 37～38 頁）。このため、IFRS の適用により、仮に資本金が現行とは異なる内容のものとなる場合、会社法においてガバナンス規制の前提としている資本金の額に係る基準についても、その見直しが必要となるかもしれないとされる（秋坂 [2009] 114～115 頁）³⁴。また、資本金を通じた情報提供のあり方も再考すべきかもしれない。

（ロ） 法定準備金の意義

法定準備金の意義は、資本金額に相当する会社財産に加えて、準備金額に相当する財産を確保しない限り、剰余金の配当などを認めないという、企業経営に起因する会社財産の変動に対するクッション（緩衝装置）としての機能に求められる（弥永 [2015a] 429 頁）。

会社法では、旧商法では個別に定められていた資本準備金と利益準備金を「準備金」に一本化している（446 条）。準備金は、資本金額と合わせて、会社に維持すべき財産額を示しているが、会社法では準備金の源泉区分について特段の法的意義を求めていることになる。

2001 年商法改正前までは、欠損填補のための法定準備金の取崩順序として、利益準備金を優先させるとしていたが、改正後には取崩順序の定めが削除された。このため、会社法上、資本準備金と利益準備金の区分は、その源泉に従って別々の「入れ物」に入れること以外に意味はなく、「入れ物」を確定した後は、実体法上、基本的に差はなくなる（尾崎 [2007] 35 頁）³⁵。

（ハ） 剰余金の意義

剰余金は、資本金・法定準備金に比べ、その取崩しに係る手続は容易であり³⁶、また、剰余金の金額は、資本金とは異なり、ガバナンス体制に影響を

³⁴ もっとも、大杉 [2009] 9～10 頁は、資本金という数値基準があることにより、大会社に係る規制を回避するために資本金を減額することもでき、資本金額ではなく期末の資産額を用いるなど、現行の会社法ルールをより操作不可能（困難）な基準にすべきとの議論も可能だとしている。

³⁵ 弥永 [2003] 5 頁は、資本金および法定準備金は「容器」を意味するものと位置付けられ、その容器に会社財産を入れ、溢れた部分を配当可能なものとされとしている。このように、会社法上、分配可能限度額の算定において資本金と法定準備金には法的に峻別がない。

³⁶ 資本金の減少は、（欠損填補のための減資で、それがマイナスの分配可能額を超えない場合を除き）株主総会決議と会社債権者異議手続を経る必要があるが、剰余金の減少は、原則と

与えるものでなく、分配可能額の算定の出発点となる。

この際、会社計算規則において、その他資本剰余金とその他利益剰余金の算定方法（27 条、29 条）、貸借対照表上の純資産の部における資本剰余金と利益剰余金の区分表示（76 条 2 項）、さらにこのうち、資本剰余金は資本準備金とその他資本剰余金（76 条 4 項）とに、利益剰余金は利益準備金とその他利益剰余金との区分表示（76 条 5 項）に関する定めがある³⁷。しかし、会社法上は、旧商法と同様、その他資本剰余金とその他利益剰余金は一体となって「剰余金」として扱われ（446 条）、配当財源を構成し、また配当に当たっての取崩しの順序はなく、両者に取扱いの差異はない。

このため、剰余金の区分は会社法固有の要請ではなく、その法的意義は、企業会計における剰余金区分の原則を受け入れたものであるとされる（尾崎〔2007〕33 頁、弥永〔2017〕399 頁）³⁸。

ハ. 会社法上の株式

会社法は、設立または株式の発行に際して株主となる者からの払込みまたは給付をもって資本（金）としている（445 条 1 項）が、株式を条文上定義していない³⁹。また、株式と社債とを区分する伝統的な法律的メルクマールとして、①経営参加権の有無、②配当可能利益の分配であるか、利息の支払であるか、③残余財産分配における優劣、④償還性の有無が挙げられてきた（デットとエクイティに関する法原理についての研究会〔2001〕2～4 頁）。具体的には、法的に以下のような差異があるとされる（神田〔2019〕140 頁）。イ）株主は、議決権をはじめとする各種の経営参加権や経営監督権を有する。

社債権者は、このような権利を有しないが、元利金の確実な支払を確保す

して株主総会決議を要するものの、一定の要件を満たせば、取締役会決議に変えることができ（459 条）、また、会社債権者異議手続は要しない。

³⁷ 剰余金区分の原則の徹底は、準備金・剰余金の計数変動の定めにおいてもみられる。法定準備金とその他剰余金間の計数変動は、それぞれ資本性の勘定同士、利益性の勘定同士に限定されている（会社計算規則 26～29 条）。なお、2006 年 5 月の会社法施行時、利益性の準備金・剰余金の資本金への組入れは禁止されていたが、2009 年の会社計算規則の改正により、当該準備金・剰余金の資本金組入れが認められるようになった（会社計算規則 25 条）。

³⁸ 本節（1）イ．でみたように、1998 年 6 月公表の『商法と企業会計の調整に関する研究会報告書』は、会計規制と配当規制を分離して考える方向性を示しており、そこでは、剰余金区分の問題は会計規制上考慮すべき事項であり、その分配は配当規制で改めて考慮すべき事項であるとする素地を整えているといえる（弥永〔2001〕33 頁）。

³⁹ 株式について、江頭〔2017〕121 頁では、株式会社の構成員である株主が会社との間で有する種々の法律関係（権利・義務関係）の総体（地位）とし、神田〔2019〕66 頁では、株式会社における出資者である社員、すなわち株主の地位を細分化して割合的地位の形にしたものとしている。ただし、株主や出資者とは何かについて、必ずしも明確ではない。

るため、社債管理制度や社債権者集会制度が設けられている。

ロ) 株式は、剰余金配当請求権のような経済的権利について、同じ内容の株式は原則として同じに取り扱われるため、新株発行の際に払込金額などについて発行規制が必要となる。社債は、発行のつど元利金の支払内容が定められるため、このような規制は不要である。

しかし、例えば、非参加の累積的株式や新株予約権付社債など、株式と社債の中間的な性質をもつ商品も開発されてきた。このため、株式と社債の証券設計に関して、旧来「キャッシュ・フローに対する権利」と「コントロールに対する権利」の配分について法が一定の組み合わせを定め、その一定の「型」のみを許容するアプローチが採られてきたが、より柔軟な証券設計を可能とするために、それらの権利の配分について座標軸を設けたうえで、その範囲内で自由な組み合わせを認めるアプローチが議論されてきた（デットとエクイティに関する法原理についての研究会〔2001〕58頁）。

会社法では、この考え方と同様に、権利の内容の異なる以下の9種類の株式（種類株式）の発行を認めている（108条1項1～9号）。

- ① 剰余金に配当について異なる株式（配当優先株式など）
- ② 残余財産分配について異なる株式（残余財産優先分配株式など）
- ③ 議決権制限株式
- ④ 譲渡制限株式
- ⑤ 取得請求権付株式
- ⑥ 取得条項付株式
- ⑦ 全部取得条項付株式
- ⑧ 拒否権付株式
- ⑨ 取締役・監査役の選任解任権付株式

ただし、上記を任意に組み合わせることは認められており、このため、種類株式の種類は事実上無制限であるとの指摘がある（酒井〔2017〕2頁）⁴⁰。

また、社債については、会社法2条23項に定義されているが、その定義は金銭債権としてありきたりの内容を定めたものであり、定義に該当することを避けることも困難ではないから、結局、会社が会社法の規定による「社債」を発行すると決めたものが社債、そうでないものは社債ではないと規定したに等しいとされ（江頭〔2017〕723頁）、実際に永久劣後債や利払繰延

⁴⁰ 例えば、①剰余金に配当について異なる株式に関しては、優先株、劣後株という設計だけでなく、会社の特定の事業部門・子会社などの業績にその価値が連動するよう設計すること（いわゆる、トラッキング・ストック）も認められる（弥永〔2015a〕35頁）。

条項付社債など柔軟な発行が行われている⁴¹。

したがって、会社法上、株式と社債との区分は、前述した伝統的な法律的メルクマールを直接考慮するのではなく、[図表 14] のように、そのメルクマールに基づいた発行手続の違いによっており、その結果、当該手続の相違が両者の区分をもたらしたと考えられる。また、株式として発行された場合には、貸借対照表上、資本金・資本準備金として計上され、社債として発行された場合には、負債に計上される。

[図表 14] 募集株式と募集社債の発行手続の相違

	募集株式の発行		募集社債の発行
	株主割当ての場合	それ以外	
募集事項の決定	原則、株主総会の特別決議（199 条 1 項、2 項）、公開会社の場合、取締役会決議（201 条 1 項）	（有利発行でない場合 ^(*) ）取締役会決議（199 条 1 項、201 条 1 項）	取締役会決議（362 条 4 項 5 号） (*2)
募集事項などの通知	引受申込期日の 2 週間前までに通知（202 条 4 項）	払込期日の 2 週間前までに通知（201 条 3 項）	通知義務（677 条 1 項）
申込み・割当て・引受け	申込者は、必要事項を記載した書面などで申し込む（203 条 2 項、3 項） 会社は、申込者の中から割当てを受ける者と株式数を定め（204 条 1 項）、割当てを受けた者は、引受人となる（206 条）		申込者は、必要事項を記載した書面などで申し込む（677 条 2 項、3 項） 会社は、申込者の中から割当てを受ける者と社債の金額を定め（678 条）、割当てを受けた者は、社債権者となる（680 条）
払込み	引受人は、払込期日または払込期間内に払込金額の全額を払い込み（208 条 1 項）、現物出資財産給付の場合、払込金額全額に相当する現物出資財産を給付する（208 条 2 項）。引受人は、出資の履行をした募集株式の株主となる（209 条 1 項）		社債の応募額が発行予定総額にいたらなかった場合でも、実際の応募額を総額として社債が成立する（江頭 [2017] 815 頁、神田 [2019] 330 頁）

⁴¹ もっとも清算株式会社は、その債務を弁済した後でなければ、その財産を株主に分配することができない（会社法 502 条）。このため、清算時の財産の分配については、社債が株式に優先するという関係がある。

備考：(*1) 有利発行の場合、株主総会の特別決議となる（201 条 1 項、309 条 2 項 5 号）。

(*2) 監査等委員会設置会社であれば、一定の場合に取締役委任（399 条の 13）、指名委員会等設置会社では執行役に委任できる（416 条 4 項）。

二. 会社法上の新株予約権

旧商法のもとでは、「金融商品に係る会計基準」において、新株予約権は負債の部に区分するものの、権利行使の有無が確定するまでの間は、その性格が確定しないことから仮勘定として計上してきた。これは、新株予約権は法律上の債務ではあるが、その履行のための社外流出はなく（会社の純資産を減少させるものではなく）、このため負債として計上しないものと考えられたためである（弥永〔2003〕126 頁）。

会社法において、新株予約権は、募集株式や募集社債と同様、その発行手続が定められており⁴²、当該手続に沿って発行されたものが新株予約権となる。また、会社計算規則では、企業会計基準第 5 号に沿って、純資産の部において新株予約権を株主資本とは区分することとしている。

（2） 会社法における個別計算書類の位置付け

イ. 個別計算書類と会計基準

4 節で触れたように、企業会計審議会〔2013〕では、連単分離の方針のもと、連結財務諸表においてのみ IFRS を任意適用することとしている。これは、個別財務諸表については、会社法その他の論点も考慮する必要があるためとされている。連単分離の考え方のもとでは、日本基準の設定においても、会社法上、制約になりそうな点は、予防的な意味を含めて個別財務諸表には適用しないといった対応が採りうる。

この延長線上で、制度の目的が異なるといった理由で、金融商品取引法に基づく会計と会社法に基づく会計を分離することも考えられる。しかし、双方の会計規制は一致するように調整が図られてきており（江頭〔2017〕603 頁）、実務に配慮した柔軟な運用は重要であるとしても、制度の体系が損なわれることによるマイナス面も懸念される（斎藤〔2019a〕補章 4）。

制度的には、さまざまな対応が考えうるが、本稿では、資本に関するわが国の取扱いと IFRS の取扱いとの相違において、会計上の論点と会社法での

⁴² 新株予約権の募集発行の場合、募集事項（募集新株予約権の内容や数など）の決定などは募集株式の発行の場合に準じて行う（238 条～245 条）。なお、新株予約権の払込みは、全額払込みが原則であるが（246 条 1 項）、払込みがなくても募集新株予約権の新株予約権者となることができる（245 条）。

論点との区別は必ずしも明確にされていないという認識のもと、資本について、会計上の論点と会社法における論点とを、それぞれ検討することとしている。そのため、連結財務諸表に加えて個別財務諸表においても IFRS の任意適用を図る場合を想定して、資本に関する会社法上の論点を検討することとしていることから、以下では、金融商品取引法に基づく会計と会社法に基づく会計が一致することを前提に、種々の論点を考察することとする。

ロ. 一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行

会社法 431 条において、株式会社の会計は「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行」に従うものとされ、IFRS が会社の財産および損益の状況を明らかにするという目的に適合している限り、この慣行には IFRS も該当しうる（尾崎 [2011] 51 頁、弥永 [2011] 53 頁）。ただし、会社法上、現時点の会社計算規則を前提とする限り、個別計算書類との関係では、日本基準の適用のみが想定されている（弥永 [2011] 53 頁）。このため、会社法上、個別計算書類について IFRS を適用するためには法令の改正が必要となるが、IFRS が「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行」に当たると解されていることから、これまでの考え方自体を変えるものではないと考えられる（秋葉 [2013a] 356 頁）。

ハ. 純資産の部の区分

会社計算規則では、企業会計基準第 5 号に沿って貸借対照表における純資産を、株主資本、評価・換算差額等、新株予約権に区分している（76 条 1 項 1 号）⁴³。また、株主資本を、資本金、新株式申込証拠金、資本剰余金、利益剰余金、自己株式、自己株式申込証拠金に区分し（76 条 2 項）、さらに、資本剰余金を、資本準備金とその他資本剰余金（76 条 4 項）に、利益剰余金を、利益準備金とその他利益剰余金とに区分している（76 条 5 項）。

IFRS では資本の内訳に関する定めはないが、個別計算書類において IFRS の任意適用を可能とする場合は、少なくとも資本金と法定準備金の区分表示は必要であろう。また、IFRS 任意適用企業においてもほとんどすべてが剰余金を区分している。このため、以下では、現在の純資産の部における区分を出発点として⁴⁴考察する。

⁴³ なお、会社計算規則 53 条では、1 号から 3 号に掲げるもののほかに「資産、負債又は株主資本若しくは社員資本以外のものであっても、純資産の部の項目として計上することが適当であると認められるもの」は、純資産として計上することができるとしている。

⁴⁴ IFRS では、親会社株主持分を区分表示する（3 節（1）ロ.）ことから、IFRS の任意適用に当たり、その他の包括利益累計額と新株予約権とを加えた小計を示す改正は必要である。た

二. 今後の制度的な対応における見通しをよくするための論点の峻別

前述したように IFRS に基づく株式（資本）と社債（負債）の区別は会社法とは異なるために、IFRS を個別計算書類に任意適用する場合や日本基準を国際的に整合性のあるものとするように改正する場合において、会社法や会社計算規則を改正せざるをえないときがある。しかし、会社法では、本節（１）でみたように、資本金額がガバナンス体制や社外流出に際しての利害調整に影響を及ぼしたり、結果的に、発行手続の法的形式の違いから資本と負債を区分したりしているとすれば、これらの制約を考慮する必要がある。

以下では、今後の制度的な対応における見通しをよくするために、会社法の論点を次のように峻別して検討することとする（〔図表 15〕）。

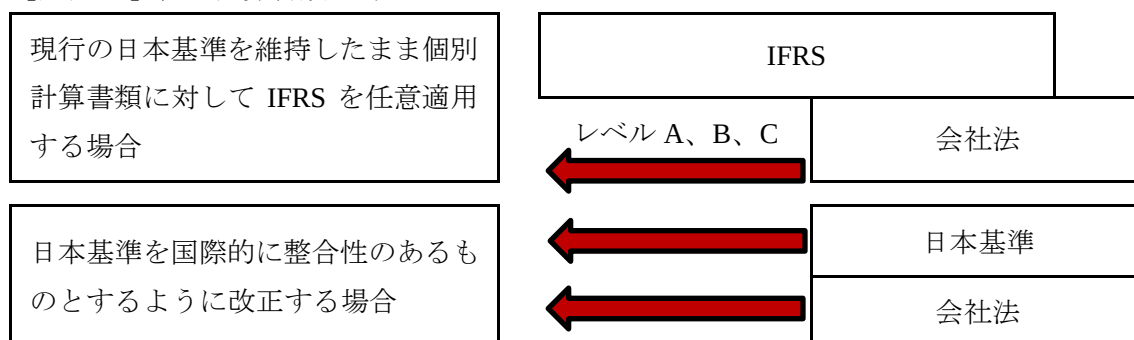
イ 解釈次第で可能なもの（以下「レベル A」とする）

ロ これまでの考え方をあまり変えないが、法令を改正しなければならないもの（以下「レベル B」とする）

ハ これまでの考え方を大きく変えたうえで、法令を改正しなければならないもの（以下「レベル C」とする）

ここで、「これまでの考え方」としているのは、基本財務諸表で示される株主資本の各項目が（１）ロ．でみた意義や、（１）ハ．や二．でみたように、株式の払込金額を資本金・資本準備金とし、新株予約権の払込金額を新株予約権とする結びつきを指す。

〔図表 15〕 個別計算書類の対応イメージ



（３） ケース 1（日本基準では株主資本以外の純資産、IFRS では資本）

イ. どこに区分するか

だし、個別計算書類では、すべて親会社株主持分であるため、この検討は不要である。

(イ) 現行の日本基準のまま IFRS を個別計算書類に任意適用する場合

前述したように、通常の新株予約権について、わが国では、会計基準でも会社法でも、株主資本と新株予約権とを区分している。これを踏まえ、IFRS 任意適用企業の表示方法をみると、①資本剰余金、②その他の資本の構成要素、③新株予約権としての区分表示などの事例が確認できる（〔図表 9〕）。IFRS では新株予約権の区分表示に関する定めはない中、③の事例があるため、現行の日本基準のまま、新株予約権の区分表示を引き続き維持することができると考えられる（レベル A）。

なお、参考までに、他の事例と会社法の扱いの関係に触れると、①のように、新株予約権の発行時に資本剰余金とすることは、新株予約権として発行されたものを発行時に資本金・資本準備金とするわけではないため、これまでの考え方をあまり変えるものではない（レベル B）。しかし、現状では即時に分配可能額を構成するため、このような処理は現行の取扱いと著しく相違する。

また、②のその他の資本の構成要素は、IAS 第 1 号の例示に従えば、その他の包括利益累計額項目を収容する場とされる（〔図表 2〕備考）が、〔図表 9〕のように、新株予約権を含める事例が多く見られる。前述のように、会社計算規則 53 条では、その他の包括利益累計額項目を限定していないと解せるため、この処理はありうるが、会社計算規則 76 条 1 項では、新株予約権を純資産の部で区分することとしているため、これを改正する必要があると考えられる。ただし、この改正も、新株予約権の発行によって資本金・資本準備金を増加させるわけではなく、これまでの考え方をあまり変えるものではない（レベル B）。もっとも、その他の包括利益累計額と新株予約権の性格は異なることから、IFRS のもとでは、それらを区分せず一括表示する事例があるからといって、IFRS において③が認められる中、あえて日本基準を改正する必然性は低いであろう（4 節（1）ハ．）。

(ロ) 日本基準を国際的に整合性のあるものとするように改正する場合

この場合、4 節（1）ハ．で示した第 1 案（利益計算では資本とするが、純資産の表示では株主資本以外の項目とする）では、上記（イ）と同様、表示としては新株予約権のままで足りる（レベル A）。

ロ. 失効の取扱い

(イ) 現行の日本基準のまま IFRS を個別計算書類に任意適用する場合

4 節（１）で示したように、損益計算書上、わが国では、新株予約権が権利不行使により失効した場合は利益とされるのに対し、IFRS では、資本にそのまま計上される。会社法では、失効した場合、減少すべき新株予約権の額を定めるのみで（会社計算規則 55 条 4 項 2 号）、利益とすることを明示しているわけではない。また、会社法上は、剰余金として、その他資本剰余金とその他利益剰余金に取扱いの差異はないため、会社計算規則 3 条に IFRS が含まれることを前提にすれば、IFRS に従った結果、新株予約権から直接資本剰余金に振り替えること（会社計算規則 27 条 1 項 3 号）は認められよう（レベル A）。

（ロ） 日本基準を国際的に整合性のあるものとするように改正する場合

この場合において、第 1 案（利益計算では資本とするが、純資産の表示では株主資本以外の項目とする）（4 節（１）ハ．）では、上記（イ）で示したように、会社法は失効時の取扱いに関して、失効額のみを定めており、失効した際に直接資本剰余金とすることは認められると考えられる（レベル A）。

（４） ケース 2（日本基準では株主資本以外の純資産、IFRS では負債）

イ．どこに区分するか

（イ） 現行の日本基準のまま IFRS を個別計算書類に任意適用する場合

4 節（２）で示したように、MS ワラントは、貸借対照表上、わが国では、新株予約権として発行されている以上、純資産において株主資本と区別して計上されるが、IFRS では負債とされる。

この際、現行の日本基準を維持し、個別計算書類に IFRS を任意適用する場合、会社計算規則 55 条 1 項は、発行した「新株予約権と引換えにされた金銭の払込みの金額、金銭以外の財産の給付の額又は当該株式会社に対する債権をもってされた相殺の額その他適切な価格を、増加すべき新株予約権の額とする」と定めているため、新株予約権の金額として「適切な価格」をゼロとし払込額の全額を負債とすることも可能かもしれない。この場合には、法令の改正は不要となる（レベル A）。

また、後述（５）イ．と同様、発行時に、純資産において株主資本と区別して新株予約権として計上し、自己新株予約権の間接控除（会社計算規則 76 条 8 項）に準じて、新株予約権から間接控除しすぐに負債に振り替えることが考えられる。この方法を可能とする会社計算規則の改正が必要となるが、

これまでの考え方をあまり変えるものではない（レベル B）。

また、MS ワラントを発行時に負債計上することは、新株予約権が法律上は債務であること（本節（1）ニ．）に則ったものであり、法改正を要するものの、新株予約権が資本金・資本準備金とならず新株予約権として区分表示されるという意味で、これまでの考え方をあまり変えるものではないと考えられる（レベル B）⁴⁵。

（ロ） 日本基準を国際的に整合性のあるものとするように改正する場合

この場合においても、新株予約権からの間接控除が可能であり、発行時の負債計上も、これまでの考え方をあまり変えるものではない（レベル B）。

ロ．負債の再評価

上記イ．の処理を念頭に置けば、MS ワラントを会社法のもとで負債とすることは考えうる。ただし、現行の日本基準のまま個別計算書類に IFRS を任意適用する場合でも、日本基準を国際的に整合性のあるものとするように改正する場合でも、MS ワラントを発行時に負債計上し、その後再測定されるときには、剰余金計算に影響するため、分配可能額の算定方法を見直す必要性はありうる⁴⁶。

（5） ケース 3（日本基準では株主資本、IFRS では負債）

イ．どこから控除するか

（イ） 現行の日本基準のまま IFRS を個別計算書類に任意適用する場合

取得請求権付株式のように、会社法上、株式として発行されたにもかかわらず、IFRS では負債とするものがある。会社法では、株式の性質に係らず、それに対する払込金額を資本金・資本準備金とするため、いわゆる種類株式を IFRS の定めに従って金融負債に分類することは、これまでの考え方を大きく変えるものと考えられる（レベル C）。

この点、自己株式に準じて、株主資本の末尾において一括控除する方法（間

⁴⁵ なお、いずれの場合でも、新株予約権の権利行使により増加する資本金・資本準備金は、行使時における当該新株予約権の帳簿価額と払込みを受けた金銭の額との合計となる（会社計算規則 17 条）が、前者の額に、負債計上された帳簿価額が含まれないと解される場合には、法令の改正が必要となろう（レベル B）。

⁴⁶ 弥永〔2011〕58 頁は、例えば、IFRS 適用により公正価値オプションや投資不動産の時価評価などを取り入れることで、会社計算規則 158 条の見直しが必要となろうと指摘している。

接控除)が考えられ、この方法によれば、表示は自己株式の定め(会計計算規則 76 条 2 項 5 号)に準ずるものの、剰余金を減じる処理ではなく、社外流出をもたらすものではない。このため、分配可能額には影響を与えないように、自己株式のような定め⁴⁷を設ける必要はないと考えられる。また、この方法を認める会計計算規則の改正が必要となるが、資本金・資本準備金を直接減じるわけでもないため、これまでの考え方をあまり変えるものではないと考えられる(レベル B)⁴⁸。

なお、株式として発行されたにもかかわらず、資本金・資本準備金として計上し、すぐにその他の資本剰余金から控除し、負債へ振り替える方法も考えられる(レベル A)が、分配可能額を減少させる影響が生じる(後述ロ、を参照)。

(ロ) 日本基準を国際的に整合性のあるものとするように改正する場合

この場合においても、(イ)で示したように、発行時に、株式の発行として資本金・資本準備金を計上し、自己株式に準じて、株主資本の末尾において一括控除する方法(間接控除)によれば、法令の改正が必要となるが、これまでの考え方を変えるものではない(レベル B)。

ロ. 負のその他資本剰余金

イ. (イ)で示した株式発行時に、いったん資本金・資本準備金として計上し、すぐにその他資本剰余金から負債へ振り替える場合、その他資本剰余金から控除することが会社法上問題はないとしても(レベル A)、その他資本剰余金が負の値となりうる。

日本基準では、その他資本剰余金の残高が負の値となる場合、その他資本剰余金をゼロとし、負の値をその他利益剰余金から減額するとして(企業会

⁴⁷ 会社法 461 条 2 項において、分配可能額の算定においては、分配時点における剰余金の額から、分配時点の自己株式の帳簿価額および事業年度末日後に自己株式を処分した場合の処分対価を控除することとされている。

⁴⁸ 弥永 [2012] 46 頁では、現行の日本基準のまま、個別計算書類に対して IFRS を任意適用する場合、例えば、会社法 445 条 1 項および 2 項、会社計算規則 14 条 1 項 1 号より、募集株式を発行する場合の払込金額が資本金・資本準備金の算定基礎となるのは明らかであり、貸借対照表上の資本金・資本準備金と会社法上の資本金・資本準備金とが異なると解釈し、会社法上の数値を別途簿外で管理する必要は生じるが、発行時に、いったん株式の発行として資本金・資本準備金を計上し、すぐに負債に振り替えることは必ずしも無理な処理ではないとしている。

本稿では、本節(2)イで述べたように、金融商品取引法に基づく会計と会社法に基づく会計が一致することを前提に考察することとしているため、貸借対照表上の資本と異なる会社法上の数値を別途簿外で管理するという見解は、参考にとどめるものとする。

計基準第 1 号 12 項)、負のその他資本剰余金の計上を認めていない。この処理について、企業会計基準第 1 号では、資本剰余金は株主からの払込資本のうち資本金に含まれないものを表すため、本来負の残高の資本剰余金という概念は想定されないとしている(40 項)。また、その他資本剰余金は、払込資本から配当規制の対象となる資本金および資本準備金を控除した残額であり、払込資本の残高が負の値となることはありえない以上、払込資本の一項目として表示するその他資本剰余金について、負の残高を認めることは適当ではないとしている(41 項)。

これに対して、弥永[2017] 207 頁は、会社計算規則上、負のその他資本剰余金は容認していると解釈できる(例えば、設立発行株式に係る意思表示その他の株式に係る意思表示が取り消され、または無効とされた場合には、資本金・資本準備金の額を減少することはできないため、その他資本剰余金を減少させるしかなく、その結果、負の値となる可能性が高い)ため、自己株式の消却の場合にも負のその他資本剰余金が認められるという解釈は可能であるとしている。また、弥永[2003] 116 頁は、資本準備金の額に影響がない限り、分配可能額の計算には影響はないため、その他資本剰余金が負の値になるとしても会社財産の維持に悪影響はないとし、会社法上、その他資本剰余金の残高が負の値になることが禁止されているわけではないとしている。

ただし、この方法は、分配可能額の減少をもたらすため、現行の日本基準を維持する場合の会社法の対応としても、日本基準を改正する方法としても、ベストな案ではないであろう。

ハ. 支払配当金や償還差額

(イ) 現行の日本基準のまま IFRS を個別計算書類に任意適用する場合

4 節(3)ハ. に示したように、日本基準では株主資本とされても、IFRS では負債となれば、支払配当金は費用となり、負債の償還において差額が生じれば償還差損益が計上される。

本節(4)イ.(イ)の株主資本の末尾における一括控除(間接控除)に基づけば、損益計算書上、配当金の支払を利息費用とし、また、償還差額を損益計上することになるが、これらが剰余金計算に与える影響は、費用や損失計上が先立つことにより、手順が逆転するものの、原則として剰余金額に与える影響はない⁴⁹。ただし、この費用・損失は、会社法における社外流出

⁴⁹ ここでは税務上の影響を考慮していないが、会計上、損益とした分が、仮に損金・益金算

であるため、現行と同様にするためには、その手続はもとより、分配可能額を超えないように、会社法上、対応する必要がある（レベル B）⁵⁰。

同様に、期中に配当を行うなど、最終事業年度の末日の剰余金に、その後の剰余金の変動を加減して分配可能額を算定する場合、最終事業年度の末日後の自己株式処分差額および剰余金の配当額を調整し（会社法 446 条 2 号、6 号）、臨時決算による損益は加減する（会社法 461 条 2 項 2 号、5 号）が、それ以外の損益は加減しない。このため、現行のものから変更させないためには、個別計算書類上、配当金の支払を利息費用としても、最終事業年度の末日後の分配可能額を算定するにあたっては、会社法上、これらの点について、調整するなどの対応が必要となる（レベル B）。

（ロ） 日本基準を国際的に整合性のあるものとするように改正する場合

日本基準を改正し、株式の発行として資本金・資本準備金を計上し、株主資本の末尾において一括控除する方法（間接控除）では、上記（イ）と同様、損益計算書類上は配当金の支払を利息費用とし、償還差額は損益計上するが、それらが剰余金計算に与える影響は原則としてない（レベル A）。

（6） ケース 4（日本基準では負債、IFRS では資本）

イ. どこに区分するか

（イ） 現行の日本基準のまま IFRS を個別計算書類に任意適用する場合

4 節（4）で示したように、例えば、永久劣後債・ローンは、わが国では負債であるが、一定の条件のものは IFRS において資本として扱われる。このため、現行の日本基準のもとで個別計算書類に IFRS を任意適用する場合、本節（3）イ.の通常の新株予約権と同様に、どこに計上するかが論点となる。

永久劣後債・ローンは、会社法上、株式として発行されていないため、資本金・資本準備金額を増加させるように会社法を改正することは、本節（1）ハ.で示したこれまでの会社法の考え方を大きく変えるものと思われる（レベル C）⁵¹。

他方、新株予約権と同様に、株主資本ではない純資産の増加として取り扱

入されることになれば、剰余金計算に影響を与える。

⁵⁰ 例えば、この費用・損失計上後の剰余金をベースに分配可能額を算定するとすれば、分配規制を受けずに配当支払・償還差額を計上することができる。

⁵¹ さりとて資本剰余金とすれば、発行時に分配可能額を構成することとなり、資金調達額が即座に分配可能額を構成することは現行の取扱いとは著しく相違する。

う場合、本節（２）ハ．で示したように、会社計算規則 76 条では、純資産の部の区分を限定的に列挙しているため、追加的な区分を設けるための改正が必要となるが、社債の発行や借入が資本金・資本準備金額を増加させるわけではなく、これまでの考え方を大きく変えるものではない（レベル B）⁵²。4 節（４）ロ．でとり上げた IFRS 任意適用企業は、永久劣後債・ローンを資本とするにあたり「資本金」「資本剰余金」「利益剰余金」とは区別して（例えば「その他の資本性金融商品」として）計上しており、これと類似した対応がみられる。

（ロ） 日本基準を国際的に整合性のあるものとするように改正する場合

第 1 案（利益計算では資本とするが、純資産の表示では株主資本以外の項目とする）とする場合、上記（イ）と同様、永久劣後債や永久劣後ローンを株主資本ではない純資産として取り扱うことになり、法令の改正が必要となるが、これまでの考え方を大きく変えるものではない（レベル B）。

さらに国際的に整合性のあるものとするよう会計基準を改正するために、第 2 案（利益計算のみならず、純資産の表示においても株主資本とする）とする場合、永久劣後債・ローンの発行時に払込資本を増加させることになるため、株式の払込みを資本金・資本準備金とするという考え方を大きく変えたうえで法令改正しなければならない（レベル C）。

ロ．支払利息と償還差額

（イ） 現行の日本基準のまま IFRS を個別計算書類に任意適用する場合

上記イ．（イ）で示したように、永久劣後債・ローンを株主資本以外の純資産として取り扱う場合、IFRS に従って支払利息や償還差額を利益計算に反映しないように調整する必要がある。これに関して、利息の支払を利益計算に反映させない場合、これまでと比べて原則として剰余金計算における影響はなく、利益計算に反映させない取扱いが、適当と認められるその他利益剰余金の減少（会社計算規則 29 条 2 項 4 号）と解することができよう（レ

⁵² 2019 年 2 月開催の法制審議会総会で承認された会社法改正要綱に至る議論において、法制審議会会社法制（企業統治等関係）部会第 14 回会議（2018 年 7 月 4 日開催）の資料では、パフォーマンス・シェア・ユニットのような事後交付型の自社株型報酬は、ストック・オプションなどに準じて、勤務に応じ事前に算定された額を基礎として新株予約権に準ずる科目を計上し、事後的に時価の変動を反映せず、株式の交付時に当該科目に計上された帳簿価額を基礎として資本金等増加限度額を定める（すなわち株主資本へ振り替える）ことが示されている。

ベル A)。

(ロ) 日本基準を国際的に整合性のあるものとするように改正する場合

今後、第 1 案（利益計算では資本とするが、純資産の表示では株主資本以外の項目とする）とする場合、上記（イ）と同様の取扱いとなる（レベル A）。

さらに国際的に整合性のあるものとするよう会計基準を改正するために、第 2 案（利益計算のみならず、純資産の表示においても株主資本とする）とする場合、支払利息と償還差額の影響は第 1 案と同様であるが、上記イ・（ロ）で示した通り、これまでの考え方を大きく変えたうえ法令を改正しなければならない（レベル C）。

6. おわりに

わが国における資本について、4 節においては会計上の論点を、5 節においては会社法における論点をそれぞれ検討し、今後の制度的な対応における見通しを考察した。この結果、会社法上、資本の分類については、IFRS に基づいて個別計算書類を作成しても、分配可能額や課税所得、金融規制への影響など会計情報の利用がそれぞれの利害調整の目的に沿って別途、調整される必要があるものの、また、事務的な会社法の改正は必要になりうる（レベル B）ものの、解釈で対応可能なもの（レベル A）を含め、根本的な問題は見当たらなかった。

このような会社法上の論点の検討も踏まえ、今後、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みを、どのように図ることが制度上、制約が少ないと考えられるかは、以下のように整理できる。

（1） 日本基準では株主資本ではないが IFRS では資本であるもの

イ. ケース 1（日本基準では株主資本以外の純資産、IFRS では資本）

ケース 1 に該当する通常の新株予約権については、会計上、4 節（1）ハ. で示した第 2 案（利益計算上のみならず、純資産の表示においても株主資本とする）では、会社法上、株式以外の払込みを資本金・資本準備金とすることとなり、これまでの考え方を大きく変えたうえ法令改正しなければならないと考えられた（レベル C）。

これに対し、会計上、第 1 案（利益計算では資本とするが、純資産の表示では株主資本以外の項目とする）とする改正を行う場合、現行と同様、新株予約権は純資産において区分表示され、会社法上は失効額のみを定めていることから、剰余金計算を含め株主資本に与える影響は現行から変化はなく、

受け入れられるものと考えられる（レベル A）。

ロ． ケース 4（日本基準では負債、IFRS では資本）

同様に、永久劣後債などケース 4 についても、会計上、第 2 案とすることは、これまでの考え方を大きく変えたうえ会社法を改正しなければならないと考えられ（レベル C）、第 1 案の方が法令の改正を必要とするものの、これまでの考え方をあまり変えず（レベル B）、制約が少ないと考えられる。

（2） 日本基準では純資産であるが IFRS では負債であるもの

イ． ケース 2（日本基準では株主資本以外の純資産、IFRS では負債）

ケース 2 に該当する MS ワラントなどについては、4 節（2）ハ．で示したように、わが国の会計基準を国際的に整合性のあるものとするように取り組むとすれば、会社法上は新株予約権であっても、負債性の請求権は、純資産ではなく負債とするための会計基準の改正が必要となる。

この際、会社計算規則 55 条 1 項の解釈として、払込額の全額を負債とし、新株予約権の金額をゼロとすることが可能であれば、法令の改正は不要となる（レベル A）。また、自己新株予約権の間接控除（会社計算規則 76 条 8 項）に準じて、新株予約権から間接控除し負債に振り替える方法は、会社計算規則の改正が必要となるが、これまでの考え方をあまり変えるものではないと考えられる（レベル B）。加えて、発行時に負債計上することは、新株予約権が法律上は債務であり、引き続き資本金・資本準備金とは区別して表示されるという意味で、これまでの考え方をあまり変えるものではないと考えられる（レベル B）

ロ． ケース 3（日本基準では株主資本、IFRS では負債）

ケース 2 と同様に、取得請求権付株式などのケース 3 において、日本基準を国際的に整合性のあるものとするように取り組むとすれば、会社法上は株式であっても、負債性の請求権は負債とする会計基準の設定が必要となる。

この際、会社法上、株式を発行するものの資本金・資本準備金とはせず負債とするような改正は、これまで考え方を大きく変えたうえで行うことになると考えられる（レベル C）。他方、自己株式に準じて、株主資本の末尾において一括控除（間接控除）する方法は、法令の改正が必要となるが、これまでの考え方をあまり変えるものではないと考えられる（レベル B）。

資本に関しては、本稿で扱った基本的な論点以外に、例えば、転換社債型新

株予約権付社債（区分法のみとするかどうか）や、株式交付費・社債発行費（発行額から控除するかどうか）など、さまざまな論点も残されている。完全な連単分離よりも、制度としての効率的な運営のためには乖離が大きくないほうが望ましく、そのための考察は引き続き必要であろう。

【参考文献】

- 秋坂朝則、「会計上の負債と払込資本の区分をめぐる国際的な動向とわが国への適用可能性について」、『金融研究』第 28 巻第 1 号、日本銀行金融研究所、2009 年、99～117 頁
- 秋葉賢一、「新会社法と会計基準の開発」、『會計』第 171 巻第 3 号、森山書店、2007 年、35～49 頁
- 、「IFRS と会社法会計」、江頭憲治郎編『株式会社法大系』、有斐閣、2013 年 a、341～368 頁
- 、「包括利益と当期純利益の調整－IFRS におけるリサイクリングの意味と意義－」、『早稲田商学』第 434 号、早稲田商学同攻会、2013 年 b、381～410 頁
- 、「自社株報酬における権利不確定による失効の会計問題」、『産業経理』第 77 巻第 1 号、産業経理協會、2017 年、50～59 頁
- 、「気になる論点 (239) MS ワラント (1) －負債か資本か－」『週刊経営財務』第 3408 号、税務研究会、2019 年、18～21 頁
- 池田幸典、『持分の会計－負債・持分の区分および資本取引・損益取引の区分』、中央経済社、2016 年
- 稲葉威雄、「資本・剰余金分配規制」、稲葉威雄・尾崎安央編著『改正史から読み解く会社法の論点』、中央経済社、2008 年、271～303 頁
- 江頭憲治郎、『株式会社法 (第 7 版)』、有斐閣、2017 年
- ・中村直人編著、『論点体系会社法 3 株式会社Ⅲ』、第一法規、2012 年
- 大蔵省・法務省、「商法と企業会計の調整に関する研究会報告書」、大蔵省・法務省、1998 年
- 大杉謙一、「負債・資本の新区分と会社法」、IMES Discussion Paper No. 2009-J-4、日本銀行金融研究所、2009 年
- 尾崎安央、「剰余金区分原則の会社法的意義」、『企業会計』第 59 巻第 2 号、中央経済社、2007 年、33～40 頁
- 、「第 5 章 第 1 節会社の原則」、江頭憲治郎・弥永真生編著『会社法コンメンタール 10－計算等 (1)』商事法務、2011 年、41～122 頁
- 川村義則、「負債と資本の区分問題の諸相」、『金融研究』第 23 巻第 2 号、日本銀行金融研究所、2004 年 a、73～103 頁
- 、「負債と資本の区分表示と資本利益計算」、『企業と法創造』第 1 巻第 3 号、早稲田大学 21 世紀 COE《企業法制と法創造》総合研究所、2004 年 b、141～147 頁
- 、「企業会計上の資本概念の再考」、『金融研究』第 29 巻第 3 号、日本

- 銀行金融研究所、2010 年、175～192 頁
- 神田秀樹、『会社法（第 21 版）』、弘文堂、2019 年
- 企業会計基準委員会（ASBJ）、「討議資料 財務会計の概念フレームワーク」、企業会計基準委員会、2006 年
- 企業会計審議会、「国際会計基準（IFRS）への対応のあり方についてのこれまでの議論（中間的論点整理）」、企業会計審議会、2012 年
- 、「国際会計基準（IFRS）への対応のあり方に関する当面の方針」、企業会計審議会、2013 年
- 金融庁、「IFRS に基づく連結財務諸表の開示例」、金融庁、2016 年
- 小林 量、「資本と準備金」、蓮井良憲・田村茂夫・片木晴彦・小林 量・末永敏和・河村博文・西山芳喜著『会社会計法』、中央経済社、1991 年、127～174 頁
- 、「資本（資本金）の意義」、『企業会計』第 58 巻第 9 号、中央経済社、2006 年、26～32 頁
- 斎藤静樹、「会計基準開発の基本思考とコンバージェンスのあり方」、『金融研究』第 30 巻第 3 号、日本銀行金融研究所、2011 年、1～17 頁
- 、『会計基準の研究（新訂版）』、中央経済社、2019a 年
- 、「資本取引における資産と持分」、『會計』第 196 巻第 5 号、森山書店、2019b 年、72～84 頁
- 杉本健太郎、「MS ワラントを用いた資金調達、再び増加、その設計は？」、『法と経済のジャーナル』、朝日新聞社、2019 年（<https://judiciary.asahi.com/outlook/2019031000001.html>、2019 年 12 月 19 日）
- 酒井太郎、「日本における議決権種類株式（class shares on voting rights）の上場」、21 世紀商法論壇 第 17 回国際学術会議、2017 年（<https://hermes-ir.lib.hit-u.ac.jp/rs/bitstream/10086/28856/1/0501700301.pdf>、2019 年 12 月 19 日）
- デットとエクイティに関する法原理についての研究会、「『デットとエクイティに関する法原理についての研究会』報告書」、『金融研究』第 20 巻第 3 号、日本銀行金融研究所、2001 年、1～92 頁
- 徳賀芳弘、「負債と資本の区分—代替的アプローチの考察」、『企業会計』第 55 巻第 7 号、中央経済社、2003 年、18～25 頁
- 、「負債と資本の区分—なぜ解決困難なのか—」、『会計基準』第 44 号、第一法規、2014 年 a、247～250 頁
- 、「負債と資本の区分」、平松一夫・辻山栄子編著『体系現代会計学第 4 巻 会計基準のコンバージェンス』、中央経済社、2014 年 b、275～328

- 頁
- 野口晃弘、「株式報酬型ストック・オプションの会計」、『會計』第 183 巻第 6 号、森山書店、2013 年 a、16～26 頁
- 、「資本会計をめぐる IFRS と会社法」、『企業会計』第 65 巻第 5 号、中央経済社、2013 年 b、38～42 頁
- ・乙政正太・須田一幸、「新株予約権の失効に伴う会計処理」、須田一幸編著『会計制度の設計』、白桃書房、2008 年、397～414 頁
- 野間幹春、「ストラクチャリングをめぐる経営者の裁量的行動と会計基準」、IMES Discussion Paper No. 2009-J-14、日本銀行金融研究所、2009 年
- 野村豊、「IFRS を開示で読み解く（第 28 回）その他の包括利益から利益剰余金への振替」、PwC あらた有限責任監査法人財務報告アドバイザリー部、2017 年（<https://www.pwc.com/jp/ja/knowledge/ifrs/disclosure/ifrs-disclosure028.html>、2019 年 12 月 19 日）
- 福井義高、「公正価値会計の経済的帰結」、『金融研究』第 30 巻第 3 号、日本銀行金融研究所、2011 年、19～71 頁
- 古市峰子、「会社法制上の資本制度の変容と企業会計上の資本概念について」、『金融研究』第 25 巻第 2 号、日本銀行金融研究所、2006 年、187～222 頁
- 箕輪徳二、「株式会社の資本金制度の新展開」、箕輪徳二・三浦后美編著『会社法と会計財務・会計の新展開』、泉文堂、2008 年、21～56 頁
- 弥永真生、「法定準備金と「その他の剰余金」—企業会計との乖離の拡大と縮小」、『企業会計』第 53 巻第 12 号、中央経済社、2001 年、32～38 頁
- 、「『資本』の会計」、中央経済社、2003 年
- 、「会社法会計の現状と課題」、平松一夫・辻山栄子編著『体系現代会計学第 5 巻 企業会計と法制度』、中央経済社、2011 年、51～73 頁
- 、「分配規制と債権者保護—単体の計算書類を国際会計基準に従って作成することが許容または強制されている国について—」、『国際会計基準に関する会社法上の論点についての調査研究報告書』、商事法務、2012 年（<http://www.moj.go.jp/content/000103261.pdf>、2019 年 12 月 19 日）
- 、「連単財務諸表の IFRS 適用による分配規制への影響」、『企業会計』第 65 巻第 5 号、中央経済社、2013 年、28～37 頁
- 、『リーガルマインド会社法』、有斐閣、2015 年 a
- 、「会社法上の計算書類、分配規制への影響」、『企業会計』第 67 巻第 2 号、中央経済社、2015 年 b、22～29 頁
- 、「商法会計から会社法会計へ」、『企業会計』第 68 巻第 1 号、中央経

- 済社、2016 年、52～58 頁
- 、『コンメンタール会社計算規則・商法施行規則（第 3 版）』、商事法務、2017 年
- 山田純平、『資本金の基礎概念：負債・持分の識別と企業再編会計』、中央経済社、2012 年
- 米山正樹、「負債と資本の区分：欠けている視点は何か」、『會計』第 195 巻第 2 号、森山書店、2019 年、90～102 頁
- Financial Accounting Standards Board (FASB), “Financial Instruments with Characteristics of Equity,” Preliminary Views, FASB, 2007.
- International Accounting Standards Board (IASB), “Financial Instruments with Characteristics of Equity,” Discussion Paper, IASCF, 2008.
- , “Conceptual Framework for Financial Reporting,” IFRSF, 2018a.
- , “Financial Instruments with Characteristics of Equity,” Discussion Paper, IFRSF, 2018b.
- , “General Presentation and Disclosures,” Exposure Draft, IFRSF, 2019.
- Ohlson, James A., and Stephen H. Penman, “Debt vs. Equity: Accounting for claims contingent on firms' common stock performance with particular attention to employee compensation options,” White Paper Number One, 2005.
- Sprouse, Robert Thomas, and Maurice Moonitz, “A Tentative Set of Broad Accounting Principles for Business Enterprises,” Accounting Research Study No. 3, 1962.